

西 安 市

都 市 外 觀 環 境 法 規

(1)

西安市都市環境管理指導部

1 9 8 8 年

編集者談話

1981年10月当市が大規模な都市環境整理、整備を初めて以来、既に6年余がすぎた。

この6年余の間に、国家関係部門と市当局は相次いで都市管理に関する法規と実施方法を発布しており、都市環境の改善に積極的な推進作用を果たしてきた。当市都市環境管理業務を序々に法治軌道に乗せるため、最近都市環境管理に関する法規等を集め、この便覧を以て、市民と都市環境管理担当要員の学習と執行に供する。

西安市都市環境管理指導部事務所

1988年3月

目 次

1. 都市外観環境基準	82
2. 西安市都市外観環境衛生管理暫定条例	87
3. 西安市都市環境「四自、一包、兩禁止」管理方法	93
4. 西安市公共設施衛生管理方法	96
5. 市街六本大通り交通秩序管理問題に関する西安市 都市管理指揮部事務所西安市公安局の決定	106
6. 市街主要道路交通秩序集中整備に関する西安市市 街管理部事務所、西安市公安局の処置意見	108
7. 西安市建設工事現場管理規定	114
8. 中華人民共和國道路管理条例	117

都市外観環境基準

1986年6月21日

1. 序 言

- 1.1 本基準は全国行政上、市級に当たる都市に適用する。行政上に於て県又は鎮等の都市も参照、執行することが出来る。
- 1.2 都市道路、建築物、公共施設、植物園緑地、環境衛生、広告の設置、各種の標識、市場、公共用地等都市外観環境に関するものは本基準に適用する。

2. 建築景観

- 2.1 新築、拡張、改築等あらゆる建築物は建築学的芸術性を重じ、都市の美観を重要視し、その造形、外装等は近隣環境と協調しなければならない。
- 2.2 現有の建築物については、外観の美と清潔を維持すること。ベランダ、屋根裏、廊下における差し出し式棚、雨よけひさし等の無断設置と街路に面するベランダに物をつるす等をしてはならない。また、同ベランダに物を積み上げる場合、欄干の高さを超えてはならない。差し出し式ベランダについては、無断密封をしてはならない。
- 2.3 格調と歴史的価値を持つ特殊建築物（旧跡と著名な人の住居等を含む）については、もとの特色を維持すること。又、専用標識を設置した場合、その無断変更及び除去をしてはならない。
- 2.4 街路の外観環境を維持するため、街路に面する建築物に破損が生じた場合は速やかに修繕を行なわなければならない。老朽化した住宅と構築物があれば速やかにそれを取壊すか或いは修繕しなければならない。
- 2.5 新築、拡張、改築工事が竣工する時、規定により不用な建築物及び各種仮小屋と施設を除去し、工事現場を清潔にすることとする。
- 2.6 都市に於て、都市環境に悪影響を及ぼす違法建築工事を行ってはならない。発覚

した場合、所在地の関係規定に従い、積極的に除去することとする。

- 2.7 本線道路の両側と繁華街の建築物の前に、特例を除き、ブロック塀と高い塀を設置してはならない。一般的に下記の形を以て、境界を明示する。

並木、花壇、柵、透かし塀、半透かし塀。

塀の高さは最高180cmを超えてはならない。裏通り、団地の外の門はその造形と色彩を環境に調和させることとする。

- 2.8 街路に沿う商店等はひさしを設置する時、清潔さと外観を重んじ、その高さは240cm以下に、幅は歩道の幅以下にすることとする。

3. 公共施設

- 3.1 道路を常に平坦、良好かつ滞りなく通行できるように維持する。くぼみ、割れ、隆起、湧き水、水による破損と路肩崩れ等が生じた場合、期限迄に修復しなければならない。
- 3.2 道路を無断占有して、使用すること及び掘削をしてはならない。
- 3.3 道路に設置されたマンホールの蓋は完備されている状態を維持すること。掘削工事とマンホール内の工事作業を終えた後、速やかに工事現場を整理して、正常な通行状態を回復しなければならない。
- 3.4 市内にパイプと電線の空中架設を新しくしてはならない。既設のものを次第に改造する。各テナントが道路を超え、電線等の架設をしてはならない。
- 3.5 排水、排污水パイプは常に滞りなく通じるように維持し、道路に流出しないようにする。各施設の完備を保つ事。
- 3.6 交通信号、騒音監視モニター、照明設備の外観を完備、維持しなければならない。公共郵便、通信施設は標識が目立ち、外観が清潔かつ美観であること。

4. 環境衛生

- 4.1 都市街路、公共用地は清潔を保たなければならない。吸いがら、紙くず、果物の皮と種、ゴミ、糞便、汚水、汚物を規定場所以外の所に廃棄すること、痰をはくこ

と、立ち小便をすることは出来ない。落ち葉、枯れ草等の廃棄物の無断焼却は禁じる。

- 4.2 市内道路、広場は常に清掃、散水作業をし、清潔を保つ。条件の整った都市は水洗で灰塵を清掃することとする。

積雪は速やかに集中と除去をする。市内の河川、湖等各水域に廃棄物と基準に違反する汚水を放出してはならない。

- 4.3 商店の前を常に清潔に保ち、貨物、包装箱を放置してはならない。瓜、果物、野菜のシーズンに出店は欄干を設置することと、速やかにゴミの除去及び清潔の維持を行うこととする。

- 4.4 農村直販市場、雑貨小売り市場、夜間市場は都市環境・交通に影響を及ぼさないという前提の下で、統一段取、手配、定時経営、売り場の清掃などの措置を実施する。移動販売車、移動売場は環境の清潔を維持するため、随時、廃棄物を収集・除去しなければならない。

- 4.5 街路に沿う会社、住民は周囲の環境清潔を常に保ち、物の放置と路上での作業は禁じる。

- 4.6 各種の原動機付き交通機関は車体を整備し、外観の清潔を維持し、標識の完備及び人の注意をひくように維持しなければならない。車体に著しい破損、変形のあるもの、外観が著しく不潔なもの及び排気基準を満たさないものは市内を走行してはならない。

- 4.7 公共バス等の乗車券及びその他の廃棄物は集中して処理することとする。途中車窓から捨ててはならない。市内に入るトラクターは規定の時間帯に、規定の道路を走行しなければならない。牛馬車は糞便を集める容器をつけ、落ちた糞便は直ちに清掃をしなければならない。ばら積み、液体のものを積む車は厳重な密封をし、沿道にばらまったり環境の汚染をしてはならない。都市と郊外の境にある主な幹線には車体をきれいにするための洗車ステーションを設置することとする。

- 4.8 施工現場に於て、規定による遮断欄干を設置し、資材、材料を整理・整頓する。破損した路面は速やかに修復し、建築ゴミは直ちに清掃することとする。工事竣工後、工事現場を整頓する。施工期間中、廃水、泥を現場から流出させ路面を浸水させたり、パイプをふさぐなどのことをしてはならない。輸送車が路面を汚染し、泥

をつけて走行してはならない。

- 4.9 ゴミの収集車は順次に容器化、密封化と機械化を実施することとする。生活ゴミの収集は順次に分類処理と無害化処理を施し、総合的利用を行うこととする。ゴミ処理場は清潔を維持して、周囲の環境を汚染してはならない。

有毒・有害廃棄物は、関係規定に基づき、嚴重に処理をしなければならない。

- 4.10 ゴミ収集ステーション、各種のゴミ収集容器等の公共衛生施設は常に完備、清潔を維持する。公共トイレは立地の合理性をはかり、床、便座、ドア、窓、壁の清潔と衛生を維持する。溝、穴が詰まらないよう保つ。蛆、尿の垢、悪臭等があってはならない。

- 4.11 宅地に於て家禽、家畜を飼育してはならない。都市と郊外との隣接地域にすむ農家は環境衛生を維持するため、家禽、家畜の放し飼いをしてはならない。

5. 公園の緑化

- 5.1 緑化と美観化措置は都市計画に組み込み、又新規建設、改築、拡張工事建設と組合せ、建設、竣工と検収を行うこととする。
- 5.2 都市の緑化は緑色の植物を主とする。自然の景色を重んじ、小型の公園、遊園地、緑地、花壇、林、樹木帯等を増設する。又、それらをきれいにかつ清潔に維持しなければならない。
- 5.3 都市歩道にある並木はきれいに配列させ、途中が欠けてはならない。又害虫による病樹、死樹等を植えてはならない。車道の側にある幹と枝は車の通行を妨げてはならない。
- 5.4 造形植物、蔓植物と生け垣はきれいに維持する。緑地にある造形花籃、動物造形、花等を使って形成した文字等はその完全さ、きれいさ、鮮明さを維持する。
- 5.5 都市には庭、ベランダと垂直式緑化を行い、庭園緑化に小型建築物をあしらえる。
- 5.6 古い木、著名な木及び各種貴重な樹木は特に保護を施す。又保護標識を設置することとする。
- 5.7 都市彫刻、塑像は常にその美術的な美を維持し、教育の趣旨を芸術に生かす。
- 5.8 河川の兩岸、水面の周囲には樹木を以て緑地を形成する。

6. 広告と標識

- 6.1 屋外の広告、ネオン、画廊、掲示板、新聞閲覧板等は適当な場所に設置し、その内容と規格は街路の環境に調和させ、完備、良好かつ美的な状態を保つ。
- 6.2 ショーウィンドーの設計は芸術性、思想性、真実性、科学性を重んじ、季節、祭日及び新製品の宣伝と結び付け、立体化、奥行き、電気自動化、時代の感覚と民族風格を備える。
- 6.3 祭日のスローガンは簡単にはずせるものを使用し、規定に従い、速やかに取り除く。建築物、彫刻物、公共施設及び樹幹にみだりに張り付け、落書き、刻みを入れる事、及び、広告、ビラを掲げることはできない。
- 6.4 過去の、破損したスローガン板、紙は早急に取り除き、又清潔に洗浄する。エログロ、ナンセンスの広告とビラは禁ずる。
- 6.5 街路名称、住所番号標識と交通等の表示は常に良好に整備する。
- 6.6 商店の看板、各種の広告用語は、正確に書くこと。

7. 公共施設

- 7.1 各種の公共施設(空港、駅、港、映画館、体育館、公園等)において、秩序正しく整理し、文明的かつ礼儀正しく運営する。
- 7.2 原動機付車、自転車の駐停車は適当な場所に秩序正しく駐停車。市内の主要幹線道路と繁華街では、駐停車を禁ずる。
- 7.3 公共施設、繁華街、観光区域に行く人々は身なりを整え、礼儀正しくしなければならない。

追加説明

本基準は都市農村建設部都市建設管理局により提出され、主に天津市都市外観環境管理委員会により編集されたものである。北京、広州、西安等の都市環境衛生局が編集に参加している。本基準は新規発布したもので、1987年1月1日よりその実施を始める。

「西安市都市環境衛生管理に関する暫定条例」の発布に関する西安市人民政府の通達

各県、区人民政府、市人民政府傘下の各委員会、弁公室、局：

「本条例は西安市第9次人民代表大会常務委員会第19回会議が審議したので、ここで発布し、1985年10月1日より試行をする。本条例の実施と同時に、1980年4月19日に市の第8次人民代表大会常務会が許可し、又市人民政府が公布し、実施した「西安市公共衛生賞罰方法」は、廃止することとする。

1985年8月9日

西安市都市外観環境衛生管理 暫定条例

第一章 総則

- 第1条 古都西安を環境の美しい、文明的かつ清潔で、社会秩序の良好な近代的社会主义都市にするため、国家関係法律の規定に基づき、本市の現状を考慮しながら、特に本条例を制定する。
- 第2条 本条例は当市区と郊外に適用する。およそこの範囲のあらゆる部門と個人及び通過する者は等しく遵守しなければならない。
- 第3条 都市外観環境管理の実施については、市、区、街事務所（郷）の三級管理体制を以て行う。すべての会社は所在地の区と街事務所（郷）の指導と手配に従い、真剣に都市環境衛生を改善することとする。
- 第4条 本条例は各級の都市外観環境管理指揮部と関係業務部が監査と実行をする。

第二章 街路・路地、団地（近隣を含む）と公共施設の管理

- 第5条 市内の道路は路面が平坦でなければならない。もし、路面に路肩崩れが生じた場合、市政工事管理部門は速やかに修復しなければならない。
- 第6条 環境衛生部門と各区の担当は規定の時間に清掃を行い、1日中巡回検査を行う。本線道路は定期的に水洗し、雨と雪の後、速やかに清掃することとする。痰壺、ゴミ箱は毎日時間通り清掃しなければならない。
- 第7条 街路と路地両側の歩道はその両側にある会社と住民が自己の門前を清掃し、門前の清潔を保ち、緑地保持し、道を保護する。又門前の衛生と秩序を、責任を以て維持する。毎日定時に水洗と清掃を行い、常に清潔を保つ。
- 第8条 街路と路地の壁は整備と清潔を保ち、又色彩の調和を維持し、外壁外観と建築価値、街路の環境とは調和しなければならない。
- 第9条 大小街路、路地及び公共施設において、みだりに痰を吐き、鼻水をきり、大小

便をすること、及び吸いながら、紙くず、瓜・果物の皮、種、アイスキャンデーの包装紙、サイダーの蓋、冷たい飲み物の容器とその他の廃棄物を捨ててはならない。

第10条 街路、路地、堀、排水溝、林と緑地等公共施設にゴミ、汚水、汚物を排出することと物を投棄してはならない。

第11条 すべての会社、個人がスローガン、通知、掲示、広告、ビラ等を規定の広告欄に張り付けなければならない。街路路地の壁、電柱、並木に張り付けたり、又は掛けてはならない。

第12条 すべての団地等の住民は下記に従わなければならない。

1. ドア、窓、壁、床、階段、廊下、ベランダの清潔を維持する。
2. 住宅、外壁、欄干は速やかに修繕かつ塗替え、安全、清潔、美観を保たなければならない。
3. ベランダに置く鉢とその他のものをしっかりと固定して整理しなければならない。
4. 清潔かつ衛生的であり、又ハエと蛆がわからないようにトイレを清掃し、定期的に殺虫剤を散布する。
5. みだりに張り付けたり、掛けたり、落書きをしたりすること、みだりに積上げ、放置をしたりすることは禁ずる。

第三章 公共施設の管理

第13条 公共給水ステーションで米をとぐこと、野菜を洗うこと、洗濯をすること及び便器その他の汚物を洗うことは禁ずる。

第14条 ガードレール、侵入禁止杭、フェンス、生け垣、ゴミ箱、消防用蛇口、郵便ポストをもぐる、またがる、座る、踏付けることは禁ずる。

第15条 公衆トイレは専任で管理する。常に清潔を保持するため、一旦汚れたら、直ちに清掃をする。ハエと蛆がわからないように定期的に殺虫剤を散布し、又は消毒を行う。バキュームカーは規定の時間に市内に入る。バキュームを終えた後、地面の汚れを清掃しなければならない。

第16条 ゴミステーションは専任で管理する。カゴ、桶を整理、整頓し、周囲の清潔を

守らなければならない。

第四章 農村直販市場、露店街、夜間市場の管理

第17条 すべての農村直販市場、露店街、夜間市場の管理は一律に市と区の市場環境管理指揮部と関係部門が共同して行う。

第18条 営業許可証を有する販売者は指定された場所で同証を明示して、営業をする。指定された場所以外で営業をしてはならない。現場の清潔と道路通行がスムーズに行うようにする。無許可営業は一律に禁じる。

第19条 農村直販市場、露店街には、美観な、整備をした売場を設置し、清潔と衛生を保つ。飲食屋台はハエ、塵、鼠をふせぐ設備を有しなければならない。食器は必ず消毒をし、汚水のみだりにたれ流してはならない。

第五章 機関、団体、工場、学校の管理

第20条 政府機関、団体、工場、学校は環境を良くし、常に屋内、窓、机を清潔する。床、壁、階段、廊下には吸いながら、もの、痰跡があってはならない。又、棚、角には蜘蛛の巣があってはならない。

第21条 各会社は衛生管理組織を設立し、衛生公約を制定し、衛生責任制度を確立する。

第六章 都市環境衛生

第22条 各基本建設、保守、掘削工事は規定された許可手続きに従い、標識を掛け、遮断壁を設け、歩道を十分に配慮する。車が入出する工事現場には、臨時通路を用意し、専任者を以て管理をする。車は泥をはねたり、街路を汚してはならない。資材を分類して、きれいに配列する。廃物は随時清掃、除去する。工事竣工後、速やかに残存建築材料と基本建設のゴミを除去して工事現場を良く整頓する。

第23条 すべての原動機付交通機関と非原動機付のもの、の駐車場と停車場については、市、区の都市環境指揮部と関係部門が共同して確認し、位置を規定し、看板を掛け、

使用料金リストを明記する。同場内は常に清潔を保持する。

第24条 市内に入る各種の車は、外観と清潔を保持し、ナンバープレートを目立つ様にし、指定された場所に駐車しなければならない。

第25条 石灰、砂と土、石炭、ゴミを輸送する車は路上へ落下散乱することを防ぐため、嚴重にカバーすること。ゴミ捨場は清潔を保つため随時清掃をしなければならない。

第26条 牛馬車は規定時間、コースに従い、走行する。又糞便カゴと清掃道具を携帯し、直ちに落ちた糞便を除去する。

第七章 賞 罰

第27条 都市環境衛生管理業務に於いて、特に優秀な成果をあげた会社と個人に表彰と奨励を与える。

第28条 本条約に違反したものに対して、その情状の軽重により批判教育、警告、賠償、新聞による批判ないし罰金を課する。

罰金は下記に基づき実施する。

- ① 道が崩れ、パイプ、マンホールが破損し、又はふさがって、都市環境管理部門が決めた時間に修復しなかった場合、責任者に対して、月給の5%~10%の罰金を課し、管理職に対して、月給の10%~15%の罰金を課し、会社に対して50~200 元の罰金を課する。
- ② 第22条に違反した場合、責任者に対して、月給5%~10%の罰金を課し、管理職に対して、月給の10~15%の罰金、会社に対して、300~500 元、それぞれ課する。情状が重大で幾度論しても改めぬ者には重罰で処する。
- ③ 第6条、第15条に違反した場合には、その情状の軽重により、会社の管理職又は個人月給の5%~10%の罰金を課する。
- ④ 第7条、第20条に違反した場合には、その情状の軽重により、管理職に対して月給の5%~10%と、会社に対して、50~300 元の罰金を課する。
- ⑤ 第9条、第11条、第13条、第14条に違反した場合には、0.5~5 元の罰金を課する。

⑥ 第18条、第19条に違反した場合には、その情状の軽重により、違反者に対して、1～10元と、関係管理要員に対して、月給の5～10%と、管理部門に50元～300元の罰金を課する。

⑦ 第24条、第25条、第26条に違反した場合には、3～15元の罰金を課する。

第29条 処罰の権限。街道事務所（郷）の都市環境管理指揮部は50元以下の罰金支払の命を下す権限を有する。区の都市環境管理指揮部は300元以下の罰金を課する権限を有する。300元以上の罰金を課する時、市の都市環境管理指揮部の許可を必要とする。会社に対する罰金は各級の都市環境管理指揮部が集団で討議して決定することとする。

都市衛生管理部門及び関係要員は、処罰を執行する時、礼儀正しく、道理を以て人を説得し、文明的管理を行わなければならない。

第30条 罰金の領収書は市の都市環境管理指揮部が統一して印刷する。

第31条 会社が期限をすぎ、罰金を納付しない場合は、人民銀行は代わって徴収する。

罰された個人は会社への請求をしてはならない。期限をすぎ、納付しない者に対しては、所属の会社が代わりに違反者の給料から差し引くこととする。処罰に對抗して、教育されても効果がない者、又は都市環境管理要員を侮辱、殴打した者にたいしては、公安部門が中華人民共和国治安管理処罰条例に基づき、罰を課する。情状の重い者に対しては、司法機関に告訴をする。

第32条 あらゆる罰金を一律に財政部門に納めなければならない。都市環境管理と都市環境施設の改善に必要とする費用は財政部門が交付する。

第八章 付 則

第33条 西安市に所属する六つの県と閻良区は本条例を参照し、町の環境管理を行う。

第34条 本条例は1985年10月1日より実施することとする。従来の都市環境衛生管理規定の内、本条例に抵触するものがある時、本条例に準じる。

「西安市都市環境管理に関する“四
自、一包、兩禁止”方法」
の轉達に関する西安市人民政府の通達

市政發〔1987〕005号

各県、区人民政府、市人民政府各委員会、事務所、局、各直屬機關各位

茲に、西安市都市環境管理指揮部により制定された「西安市都市環境管理に関する“四自、一包、兩禁止”方法」を轉達してこれに従い、実行すること。

西安市人民政府

1987年1月7日

※「四自、一包、兩禁止」は次の意味を持つ。

「四自」

——玄関の前の衛生清掃を自分で行う。玄関の前の施設を自分で保護する。玄関の前を自分で緑化する。玄関の前の秩序を自分で管理する。

「一包」

——責任請負制。

「兩禁止」

——歩行者と観光客が街路路地、公共施設及び会社の内部でみだりに痰を吐き、鼻水をきることは禁じる。また、みだりに吸いがら、紙くず、瓜と果物の皮と種、アイスクャンデイの包装紙、サイダーの瓶蓋、冷たい飲み物の袋及びその他の廃棄

物を投棄してはならない。

西安市都市環境に関する 「四自、一包、兩禁止」方法

第1条 改革、開放及び活気化する新たな情勢に適応し、都市環境管理業務を新しいレベルに向上させるため、「西安市都市環境衛生管理暫定条例」の規定に従い、本「方法」を制定する。

第2条 本市市内区と郊外町及び観光区にある会社、住民はその所属関係、国営、集団所有及び自営業に関わらず、責任面積範囲に於いて、責任を以て、“四自”“一包”を実行する。

(1) 玄関の前の衛生清掃を自分で行う。責任範囲内に於て、環境の整頓、整理を達成するため、路面の清掃、壁の洗浄、痰の跡、汚物、積水、積雪の除去等の衛生清潔を実施し、又、みだりに、痰をはき、廃棄物を捨てることを制止する。

(2) 玄関の前の施設を自分で保護する。玄関の前のすべての施設を常に清潔及び完全に保つために、責任範囲内に於ける各施設を定時的に洗浄、保守する。破損があった時、速やかに設置部門に補修と更新を要請する。

(3) 玄関の前を自分で緑化する。緑化部門の企画に基づき、責任面積範囲内に於て、植物の成長が順調であるように、植物を植え、管理する。大会社の場合は、三つの季節に亘り、花が咲き、一年中常に緑があること。

(4) 玄関の前の秩序を自分で管理する。責任を以て、責任範囲内に於て、駐車違反、無許可工事建設、無許可屋台、無許可広告と落書き、喧嘩、群衆の傍観等がないようにする。

(5) 上記「四自」の要求に基づき、責任請負制（以下「一包」という）を行う。すなわち、会社が会社内外環境の衛生を、町内会が路地、団地の衛生を、住民が家の周囲の衛生を、露店が営業場所の衛生を、鉄道管理部門が市内の駅の沿線の衛生を、道路管理部門道路衛生を管理する。

第3条 歩行者と観光客が街路路地、公共施設及び会社の内部でみだりに痰を吐き、鼻水をきることは禁じる。また、みだりに吸いながら、紙くず、瓜と果物の皮と種、

アイスクャンデイの包装紙、サイダーの瓶蓋、冷たい飲み物の袋及びその他の廃棄物を投棄してはならない。(以下「両禁止」という)。こうして次第に公共衛生を自ら維持する良好な習慣がつけられる。

第4条 本方法は市、区(県)街道事務所(鎮人民政府)の都市環境管理指揮部が組織して実施に移行する。各街道事務所(鎮人民政府)は管轄内の会社に対して、町内会は団地の住民に対してそれぞれの担当面積を決め、責務を明らかにし、また「四自、一包、両禁止」の協約に署名させる。各会社は所在地の街道事務所(鎮人民政府)、町内会の監視と検査と指導を受け、また、専念専任を指定し、実行に移行する。

第5条 「四自、一包、両禁止」責任制の実行に於て、成績が著しい会社と個人に対して、表彰と奨励を与える。「四自、一包、両禁止」制の実行をしない会社に対しては、「西安市都市環境衛生管理暫定条例」の関係条項に従い、情状の軽重により、処罰する。会社の管理職に対しては、月給の5%~10%の罰金を、会社にたいしては、50~300元の罰金を課する。「両禁止」を違反する個人に対しては、1回ごとに0.5元の罰金を課する。自転車又は原動機付の車に乗っている者がみだりに痰と雑物を捨てた場合は、1回ごとに2~5元の罰金を課する。

本方法による罰金の納付と使用は厳格に財政部門の規定に従わなければならない。

第6条 「四自、一包、両禁止」制を実施するため、専門の都市環境監査班と各担当実施要員と提携する方法を取り、厳格な管理を行う。すべての会社はみだりに痰をはき、ものを捨てる者を批評、制止、処罰する権限と責任をもつ。担当会社の執行者は所在地の街道事務所(鎮人民政府)により審査、認可され、区、県の都市環境管理指揮部に報告する。任務を執行する時、必ず市の都市環境管理指揮部により製作された、統一の標識をつける。また、市の都市環境管理指揮部により作成された、統一の罰金領収書を使用する。

第7条 本方法は1987年2月16日より、実施することとする。

西安市都市環境管理指揮部

1987年1月6日

「西安市公共施設衛生管理方法」の頒布に
関する西安市人民政府の通達

市政発〔1987〕007号

各県、区人民政府、市人民政府各委員会、事務所、局、各直屬機關各位

茲に、「西安市公共施設衛生管理方法」を頒布して、これに従い、実行すること。

各級都市管理部門と衛生防疫部門は各種の公共施設の衛生基準を把握する時、實際状況に従い、合理的に実施すること。渉外賓館と観光会社に対して、高いレベルと基準を要求すること。郊外県と収入と条件の低い会社に対して、適当に基準の執行を猶予し、施設を改善させ、次第に基準の達成に努める。

西安市人民政府

1987年1月12日

西安市公共施設衛生管理方法

- 第1条 「予防を主とする」方針を貫徹し、文明的、清潔な生活環境を作り、国民の健康、体質を向上、又衛生監査を強めるため、国家関係法規に基づき、特に本方法を制定する。
- 第2条 本方法は当市範囲内に於けるすべての公衆娯楽場、ホテル業、理髪業、銭湯、体育館、展覧館、駅・空港の休憩室と大型商店（以下公共施設と称する。
- 第3条 市、県（区）衛生防疫所は各級衛生局の指導の下で、管轄範囲内に於て、公共施設の公共衛生を分担して、管理又監視する。
- 第4条 公共施設の主管部門と担当経営会社は衛生管理制度を制定し、専任又は兼任の衛生管理要員を配置し、責任を持って、傘下会社等の衛生と予防事業を行う。
- 第5条 公共施設の衛生管理人員及び従業員は必ず相当の衛生予防知識を習得しなければならない。又同事業の衛生基準と要求に精通し、責任を持って、各衛生予防任務を積極的に果たさなければならない。
- 第6条 公共施設の従業員は規定に従い、定期的に健康診断を受けねばならない。健康診断に合格した者に、健康証書を交付する。証書を持つ者は初めて従業員として働くことができる。同従業員にふさわしくない病気持ちと未全治の人は他の仕事に異動すべきである。
- 第7条 公共施設はその環境が優美で、整理、整頓されていなければならない。その空気、細菌指数、湿度、温度、採光照明、騒音等は衛生基準と要求を満たさなければならない（各業種の衛生基準と要求は添付資料1～6を参照の事）。
- 第8条 各公共施設は所在地の県、区衛生防疫部門に許可申請を出す。県、区の衛生防疫部門により防疫条件監視検査の合格者に対して、「衛生許可証」が交付される。同証を有する者が開業することができる。既に開業しており、同証を持たない者はその許可申請手続きをしなければならない。許認可所持しない者は一律に開業が禁じられる。
- 第9条 同証は四年毎に更新する。二年毎に再確認検査を行う。再確認検査の合格者の

「衛生許可証」に、「有効」という認証を張付ける。不合格者の営業は禁じる。

第10条 「衛生許可証」は公共施設をよく見える所に掛けなければならない。紛失、損傷の場合は再発行の申請をしなければならない。住所と名称の変更があった場合には、旧証を返還した上、再発行を申請する。あらゆる会社、個人は同証の任意の書換え、譲渡、買賣、偽造、複製をしてはならない。

第11条 公共施設は「衛生許可証」を獲得するため、発行機関に発行料金を納付する。渉外賓館、ホテル、招待所の場合は、発行料金或いは更新料金は40元、再確認料金は15元とする。普通の旅館、公共娯楽場、カルチャーセンター、博物館、展覧館、理髪店、銭湯の場合は、発行料金或いは更新料金は10元、再確認料金は5元とする。理髪自営業は発行料金或いは更新料金は2元、再確認料金は1元とする。同証の発行収入は、同証の印刷費用、文書資料及び監査機器等の業務支出の他に使用してはならない。

第12条 公共施設への衛生監査業務に際して、衛生防疫部門は関係規定に基づき、同施設に対して、監査試験費用を徴収する。

第13条 公共施設に於る中毒事件又は伝染病を持つ可能性のある者が発見された時、速やかに衛生防疫部門へ報告しなければならない。同部門は報告を受けてから、直ちに調査と処理措置を行うこととする。

第14条 各級の衛生防疫部門は業務の需要に基づき、衛生監査員数名を任命する。同員は適格な専門でなければならない。又同級の衛生行政部門により衛生監査員の証書が交付される。

第15条 衛生防疫機関の衛生監査員の職責は、

1. 公共施設に対して、衛生監査と技術指導を行う。
2. 従業員に対して、健康診断を行い、経営会社の衛生予防知識の宣伝に協力する。
3. 新規建設、増築、改築工事の立地と設計に対して、衛生関係の審査と竣工検収に参加する。
4. 本方法を違反する会社と個人に対して調査をし、又処理の意見を提出する。

第16条 衛生監査員は任務の施行にあたり、非検査会社と個人に対して、質問の回答と資料の要請及び現場の検査等の権限を有する。非検査会社と個人はそれを拒否す

ること、又は事実を隠すことができない。

衛生監査員は任務執行にあたり、身分の証明を明示して、法によって執行をする。私利私欲のため不正を働くこと、その他の法規に反することは禁ずる。

第17条 公共施設の衛生監査管理業務において、成績の優れた会社と個人に対しては、衛生行政部門は表彰と奨励を与える。

第18条 本方法と業種衛生衛生基準に違反する会社と個人に対しては、各級の都市環境管理部門がその情状の軽重により、「西安市都市衛生管理暫定条例」に基づき、処罰を与える。「衛生許可証」を取り消す処罰を与える場合には、同級の衛生行政部門に申請許可を提出することを必要とする。

第19条 当事者は処罰に対して、不服を処罰を執行する機関に上訴することができる。上訴期間中、原処罰決定が有効である。

第20条 公共施設の経営会社と個人は本規定に違反して、嚴重な事故を起こした時、司法部門に渡す。

第21条 衛生監査員は本規定を違反した場合は、普通所在会社より処分され、情状重大、刑法に触れた場合は、法の責任を追及する。

第22条 本方法は1987年3月1日より実施する。

1986年12月18日

附件:

1. 公共娛樂施設衛生基準と要求
2. ホテル業の衛生基準と要求
3. 理髮業の衛生基準と要求
4. 大衆浴場の衛生基準と要求
5. 大型公共施設衛生基準と要求
6. プールの衛生基準と要求

附件：1 西安市公共娛樂設施衛生基準

第1条 公共娛樂設施は映画館、会議場、クラブ、ビデオ放映室、ダンスホール等を含む。

第2条 公共娛樂設施に於いて、空気等条件は下記の基準を満たすこと。

- (1) 一酸化炭素の含有量は $10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下。
- (2) 二酸化炭素の含有量は 0.2% 以下。
- (3) 温度は摂氏 $15\text{度}\sim 30\text{度}$ 。
- (4) 相対湿度は $30\sim 70\%$ 。
- (5) 風速は $0.3\text{M}/\text{秒}$ 。
- (6) 雑細菌の総数は夏に於いて、 $300\text{個}/\text{m}^3$ 以下、冬と春に於いて、 $4,500\text{個}/\text{m}^3$ 。
- (7) 映画館に於いて、オゾンは $0.?\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、二酸化炭素は $5\text{mg}/\text{m}^3$ 。

第3条 座席 800 以上の所は機械式通風設備を有すること。通風量は $40\text{m}^3/1\text{時間}/\text{人}$ 。その内、新鮮な空気は 20m^3 以上。

第4条 人がいない時、騒音は観覧席に於いて、 50db(A) 以下、映画館に於いて、 80db(A) 以下。ダンスホールの場合は、周囲に影響を与えないこと。室内の騒音は 75db(A) 以下とする。

第5条 観覧席の地面の清掃は水洗式にし、又、清潔と衛生の環境を保つため、常に消毒を施す。

第6条 毎回上映の間に換気時間を最小 30分 とし、回と毎回の間隔時間は最小 10分 とする。

第7条 立体映画館に於いて、観衆に供する眼鏡は赤外線消毒を施し、未消毒の物は使用出来ない。

第8条 大衆に供する飲み水は水質の衛生基準を満たすこと。供するコップ等は厳格に消毒すること。

2. 西安市ホテル業衛生基準と要求

- 第1条 ホテルは賓館、飯店、ホテル、招待所、地下ホテル、自営ホテルを含む。
- 第2条 各種のホテルには衛生消毒設備を備えること。客用の茶の具、洗面器、スリッパ等を厳格に消毒すること。
- 第3条 客室に伝染の媒体である昆虫とねずみがあってはならない。発見したら、直ちに消滅しなければならない。家禽家畜を客室に持込、公共衛生に影響を及ぼしてはならない。
- 第4条 ベット用具は客が変われば、取り換えなければならない。又、長期滞在客の場合は定期に取り換えること。さらに、客室内のトイレは毎日1度清掃と消毒を行うこと。
- 第5条 大、中型の賓館、飯店、招待所に於いては、客室内の1人当りの面積は7㎡以上であること。小型旅館、招待所に於いては、客室内の1人当りの面積は4㎡以上であること。日照照明は基準を満たすこと。人工照明は50LXを下回ってはならない。
- 第6条 騒音の許容値は45db(A) 以下であること。
- 第7条 一酸化炭素は10mg/ m³、二酸化炭素は0.15%、細菌の総数は2,000 個/ m³以下とする。
- 第8条 温度は摂氏15度～30度、相対湿度は30～60%、風速は0.1～0.15m/秒。
- 第9条 中央コントロール暖房でない場合は、換気又は通風設備を設置し、ガス中毒を避ける。

3. 西安市理髮業衛生基準と要求

第1条 理髮業は理髮店と美容院を含む。

第2条 理髮師は白衣を着、清潔を保持する。理髮する時、マスクをつけ、消毒した道具、ブラスター、タオルを使用する。未消毒のそれらの道具は引き続きの使用を禁止する。1席毎に大、小二セット以上の前掛けを用意する。又二日置きに1回洗濯をすること。

第3条 皮膚病患者のための専用の道具を整えること。使用后、厳格に消毒すること。パーマと染髮に使用する化学剤は国の関係基準を満たすこと。人体に悪影響を与えてはならない。専用室をパーマと染髮に供し、又専用のタオルと前掛けを使用する。

第4条 室内には常に換気と照明の良好な整理整頓を保持する。温度は夏には摂氏30度以下とし、冬には18度を下回ってはならない。人工照明の場合は100LXを下回らないこと。

第5条 理髮、パーマ用具は病気を起こす細菌を有してはならない。タオルには500個/5cm²の細菌以下。

第6条 理髮用椅子のスペースは3.5～4.5m²/脚とする。

4. 西安市公衆浴場衛生基準と要求

第1条 浴場業は普通の浴場とサウナを含む。同業はシャワーを主とし、皮膚病の客にシャワー又は単独浴槽を勧める。

第2条 バスタオル、ベットシーツは週に1回洗濯をすること。タオル、フェースタオル、スリッパ、ツメキリ、男女浴槽、公共に供する茶の道具等は、客毎に取り換えなければならない。タオルとフェースタオルに使い分けの目印をつける。

第3条 休憩室の温度は16～18度、更衣室は21～24度、浴場は30～35度、相対湿度を95%以下とする。

第4条 大浴槽の水質は以下の基準を満たすこと。

- (1) 濁り程度は30度以下。
- (2) 残存塩素は0.4～0.8mg/ℓに維持する。
- (3) 細菌総数は1,000個/mℓを上回らないこと。大腸菌は90個/ℓ以下。
病気を起こす病原菌を有してはならない。

第5条 更衣室の消毒は少なくとも月に一回行う。

第6条 サウナの浴場に於いて、相対湿度は50%以下。二酸化炭素は0.2%以下、温度は60～80%、放射熱は1K/cm²/min.以下。

5. 西安市大型公共施設衛生基準と要求

第1条 本基準は大型商店、駅、空港等の公共施設に適用する。

第2条 上記場所に於いて、二酸化炭素は0.2%以下、1 m³あたり空気中の細菌含有量は2,500 ~4,500 個、粉塵は0.15%、一酸化炭素は10mg以下とする。

第3条 室温は冬には摂氏16度以上、夏には30度以下、相対湿度は40~80%、風速は0.5m/sec 以下。

第4条 室内騒音は40~60 db(A)。

第5条 室内照明は50~100LX 以上。

第6条 屋内外は衛生かつ良く整理整頓され、又緑化されている。蚊、ハエ、ゴキブリ、南京虫、ノミ等の病原菌媒体を消滅する。

6. 西安市プール衛生基準と要求

第1条 プールの水源水質は「生活飲用水衛生基準」を満たし、平時の水質は下記の基準を満たさなければならない。

- (1) PH値は6 ~8.5 の範囲内、尿素は3.5 mg/ ℓ以下、酸素消費量は12mg/ ℓ。
- (2) 深水区域の濁り度は5 度以下、
- (3) 遊離塩素は0.3 ~0.6mg/ ℓに維持し、化合性残存塩素は1.0mg/ ℓ以上にする。
- (4) 細菌の総数は1,000 個/m ℓ以下。大腸菌は18個/ ℓを超えてはならない。

第2条 プールの水は専任者が消毒し、時々残存塩素の量を測定して記録する。水に海藻類のようなものが発見されたら、除去するため、速やかに、硫酸第二銅を入れる。
(硫酸第二銅の量は0.5 ~1.0mg/ ℓ。)

第3条 プールの水質は、第1条の内の何れかの基準値を上回る場合には、速やかに、水の入れ替え、底と槽壁を徹底的に清掃すること。

第4条 屋内プールの水温は、冬には24~27度に維持し、室温は水温より3 度高くする。

第5条 プール周囲の歩く場所、飛び板、更衣室、シャワー室を常に清潔する。毎週0.3 ~0.6%の塩素で消毒を施す。足の消毒槽の水は4 時間毎に取り換える。

第6条 プールは同一時間に 3 m³/1 成人のスペース密度を維持する。

第7条 水着の貸与はしない。

第8条 天然水泳場の衛生管理基準：

- (1) 同場の水質は現行「工業企業設計衛生基準」の地上水の基準を満たすこと。
- (2) 4 m³/1成人、3 m³/1児童のスペース密度を保つ。
- (3) 児童水泳区域に於いて、水深は1.3m未満、成人練習区域は1.5m未満、成人水泳区域は1.5m以上とする。
- (4) 水温は?度を下回ってはならない。
- (5) 兩岸は汚水、汚物の投棄を禁ずる。常に清潔に維持する。
- (6) 岸には衛生基準を満たす更衣室、シャワー室、トイレ、ゴミ箱を設置する。

市街六本大通り交通秩序管理問題に関する
西安市都市管理指揮部事務所
西安市公安局の決定

市管弁発〔87〕005号

市三区人民政府、市に所属する関係局、事務所、市郊外6区の市街事務所、市三区公安分局及び関係派出所、市三区商工業区、市三区関係道路事務所、市公安局交通管理所及び交通警察関係中隊、市市政所：

都市の交通秩序を整理することは、市政府が本年、民衆のために決定した10大項目の一つである。市委員会、市政府指導者は、この問題を十分認識しており、4、5ヶ月内に、まず、解放路、和平路、及び東西南北の6本の大通りの交通秩序を整理するよう求めた。4月3日に開催された大会上で、配置を設計、路上を走行して「三長定点」（主管市長、主管区長、主管町事務所主任）を行い、設置されている露店の見取り図を作成した。6本大通りの交通秩序を確立するための整頓実施所、市委員会、市政府は我々にいくつ課の問題解決の決定を下記のように通達してきた。

1. 6本大通りの露店の設置については、「三長定点」を以て、許可する。各戸責任を持って24時間において、「道路現状図」通りに管理すること。
今後、見取り図上にはない露店、市政府主管市長の許可を受けていない者は、店を出すことはできない。その区の主管指導者の責任を追及すること。
2. 6本大通りの既存のアイスクャンデー売り、ジュース売りは、すべて新規定により決定された店が代わって経営すること。もし規定により決定された店が経営者となりたくない場合、商工業局が指定する。商人が店を出して経営することとし、毎月70元以下の出店料を徴収する。
3. 沿道の商店は、屋台を出し、道を占有して営業してはならない。店の前には商品を乱雑にかけてはならない。窓を勘定台にしてはならない。歩道を営業場所にしてはならない。違反者はその情状に応じて、処罰を与える。
4. 見取り図で既に決定している雑誌販売店は、図の位置に従い、店を設けること。場所を移動してはならない。施設は統一規格された雑誌販売車にすること。拡張した場

合には即時、取り締まる。

5. 新規建築のビルは期限内に周囲防護たれ幕を外すこと。期限をすぎても、はずさぬ者は処罰する以外に関係者が強制撤去する。
6. 沿道の両側の八の字口の露店は見取り図通りに規定ライン以外の許可を受けている地点に移動すること。規定に従わない者ハ、露店の情状に応じて、道具、商品の没収を行う。
7. 6本大通り沿道のすべての部門は露店設立の許可を受け、「西安市市街“四自、一包、兩禁止”管理方法」通りに、勤務、処罰執行を行い、請負範囲の交通秩序を守らない者は、規定に基づいて、処理する。
8. 以上の各条規定を守らない者は治安管理处罰条例によって、処罰し、法的責任を追究する。

本決定は4月16日から実施する。

1987年4月10日

市街主要道路交通秩序集中整備に関する
西安市市街管理部事務所、西安市公安局の
処置意見

西公交(1987)016号

現在、西安市交通の秩序は混乱ぎみである。通行人は、斜め横断をし、車はあちこちに置かれ、露店は無秩序に並び、これらの交通違反は、全市民の生産、生活にある程度の影響を与えている。このような状況を早急に改善し、安全に滞りなく通行できるようにするため、又、当市の二つの文明建設を促進するために市政府指導者は3月11日に関係区長、局長会議を開催し、4月1日から2ヶ月間、市区東西南北の大通り、解放路、平和路六本の通りの交通秩序を集中的に整備することを決定した。処置意見は既に市政府指導員の許可を得ている。下記参照：

1. 整備をする重点は以下の7項目。

- ① 通行人が歩道を歩かない、大通りを渡る時、横断歩道（地下道、歩道橋）を渡らない。
- ② 非原動機付車が原動機付車道を走行したり、道路をふさぐ。
- ③ 歩道又は車道上にみだりに駐停車する。
- ④ 自転車の複数乗り。
- ⑤ 沿道の商店が道路を占有し、営業すること、及び露店が勝手に出店されている。
- ⑥ 十字路で信号の指示を守らず、信号無視をする。
- ⑦ 公共バス、電車がステーションに入った時、はじによらずに停車する。待っている人は道路の下方で立って待っている。

整備通達を通じて、通行人は歩道を歩き、大通りを渡る時は、横断歩道を渡り、ガードレールを超えたり、斜め横断をしない。自転車はゆっくり走行車線を走り、赤信号を無視しない、複数乗りをしない。原動機付車は規定の車線を走行する。6本の大通りには、障害物がない。安全で渋滞がない。車輛が混雑し、道路をふさぎ

そうな時は緩和するような処置を取り、交通秩序に顕著な改善がみられるようにする。

2. 方法ステップ

1) 3月25日から4月10日にかけて動員、教育の宣伝をする第一ステップ。

- ① 市政府主管指導者にTVを通じて、講義を依頼する。
- ② 市政府が関係局、区、事務所、派出所、交通警察隊責任者、市街管理員を集め、沿道の部門責任者会議を開催し、受け持ち区の整備任務の手配をし、動員をする。
- ③ 市政府と市三区政府、関係局の責任者は、整備遂行の請負書にサインをする。
- ④ 各部門、各職場指定の指導者、責任者は民衆に交通秩序整備のアピール教育を行う。事務所は住民を、工場企業は社員を、党政府機関は幹部を、学校は学生を、部隊は兵士を、整備に力を入れるよう指導する。
- ⑤ 新聞、TV局ラジオ局等の報道機関に手配して、アピール報道をするよう依頼する。

2) 4月11日から5月末にかけての整備処置第二ステップ。

各部門はお互いに協力し合いながらも、部門別に行うことを基本とする方法、専任チームと民衆管理の二本立てで行いつつ、専任チームが主体となって行う方法、広範に、民衆を動員する方法、各方面の力を動員する方法等の方法を採用して、総合的処置を遂行する。

- ① 市、区、町事務所3級市街管理指揮部事務室の市街管理指揮部事務室の市街管理人員は、それぞれ責任を持って、組織、監督、検査、処罰を行う。
- ② 沿道の部門、商店は、「四自、一包、兩禁止」の管理方法に従う。派遣管理員は交通秩序を維持し、処罰執行を行う。
- ③ 商工業部門の組織員は、露店、夜市、農民の自由市場の秩序を整備し、証明書の無い露店の取締を行う。
- ④ 公安部門は公共車両の合理性を図る。接客態度、道路をふさぐ、物を投げ捨てる、バスストップに進入した時、はじによらない等を改善する。公共バ

ス、電車の駅の秩序を良好に保つ。交通に影響を与える一部公共バス電車の駅は調整する。

⑤ 公安交通部門は全力で整備業務にあたり、真剣に、責任を持ち、厳しく法を執行し文明的に違法を正す。

⑥ 車輛が混雑渋滞を起こしている道路には、車の流れを速やかにする調整を行い、渋滞しやすい十字路では、原動機付車の左カーブを規制する。

各級管理部門は、10日ごとに整備の進展情報を市政府に報告し、5月下旬に総括を行う。

3. 組織指導

この度の整備は、市委員会、市政府の直接指導の下で行われたものである。郝延政副市長が主体となって行っている。市公安局は局、党組織指導の下、王毓麟副局長が責任を負っている。交通所と各交通警察中隊は全力を尽くして遂行し、その他の所、室、隊、校、各分局、派出所も又、その管理範囲内において、積極的に手配、配置し、共同で、この度の整備事務遂行に当たっている。

全市の各部門は所在地の町事務所、町内会、交通警察の監督、検査、指導を受け、指定された専任者が責任持って、遂行する。

4. 真剣に対処、厳格に法の執行

(1) 市、区、町事務所3級管理層は、各自がそれぞれの責任区域で最初から最後まで責任を持つ方法を取り、各種の交通違反に対し、教育、更正を行うと同時に罰金処罰も実行する。

(2) 沿道の部門、商店が選んだ管理員は所在地の町事務所が統一して組織する。市の市街管理指揮部が制定した統一マークをつけ、市指揮部が印刷製造した統一罰金領収書を使用すること。罰金は「四自、一包、兩禁止」管理方法によって、執行される。

(3) 公安交通管理員は交通法規に従い、各種の交通違反行為に対し、法を以て教育、処罰を行う。

(4) 交通安全を軽視し、交通秩序の整備をおざなりにし、関わるとしない部門に対しては、業務停止の方法を取り、厳重に処理をすると同時に、部門

指導者を処罰する。

- (5) すべての通行人と車輛は、勤務中の警察と市管理員の指示と管理に従わなければならない。指示に従わず、更正もせず、無知に騒ぎたて、勤務中管理員に罵声をあびせたり、殴打する等、情状の重い者に対しては、公安機関が「治安管理处罰条例」に基づき、厳しく処理をし、刑事責任を問う。

5. 注意すべき問題

- ① 整備期間中、市、区指導員は、自ら街頭で検査、指導を行う。毎週土曜日、市、区公安機関幹部が順番に入れ替わって、勤務につく。省、市党政府機関と公安機関は、積極的に整備に参加し、全市民の手本となる。
- ② 各級勤務員、管理員は、厳しく交通を管理すると同時に、文明的マナーも心得て、真剣に政策の執行、仕事運営方法の研究を行うこと。処罰は規定通りに執行し、勝手に車のナンバープレートをはずしたり、違反者に罵声を浴びせたり、殴打してはならない。
- ③ 事務所に持ち帰る違反標識、連れ帰る違反者の車と証明書の差止めを要する時、指導者の許可を得て、領収書、預り書を発行する手続きをとること。
- ④ 沿道の部門の「四自、一包」管理員は規則違反に対しては、規律に従い、処罰する。但し、車差し押え、免許証差し止めの権限はない。車差し押えの必要がある時は、当地の交通警察、又は事務所の市街管理員に任せる。
- ⑤ 六本の街道以外の区政府、町事務所も、本処置意見に照らして、当該地区各道路の交通秩序の整備を行うこと。

付：交通違反の罰金基準

1987年3月26日

違反内容	罰金額	処罰依据
① 通行人が歩道を歩かない、大通りを渡る時、横断歩道（地下道、歩道橋）を渡らない。	1元	西安市公安局の市政発 [1980] 126、078号書類の実施方法 西公交[1980] 009号
② 非原動機付車が原動機付車道を走行したり、道路をふさぐ。	1～3元	西安市公安局西公交[1984] 012号書類第四条
③ 歩道又は車道上にみだりに駐停車する。	1～3元	"
④ 自転車の複数乗り。	1～3元	"
⑤ 沿道の商店が道路を占有し、営業すること、及び露店が勝手に出店されている。	50元以下	中華人民共和国「治安管理処罰条例」第27条
⑥ 十字路で信号の指示を守らず、信号無視をする。	1元	西安市公安局の市政発 [1980] 126、078号書類の実施方法 西公交[1980] 009号第2条
⑦ 公共バス、電車がステーションに入った時、はじによらずに停車する。待っている人は道路の下方で立って待っている。	1元	"

“西安市建設工事施工現場管理規定”

頒布に関する通達

市建施字(87)196号

各区、県建設局（建委）、各関係委、事務所、局、市建総公司及び各施行部門：

“西安市建設工事施行現場管理規定”の頒布実施を行うので、これに照らして執行されたい。

付：西安市建設工事施行現場管理規定

西安市都市郊外建設委員会

西安市市街管理指揮部

1986年6月5日

西安市建設工事現場管理規定

古都西安を清潔で衛生的な環境の美しい文化都市にするために、建設工事施行は、科学的に管理する。市人民政府頒布の“西安市建築市場管理暫行規定”の精神の則り、建設工事施行の現場管理規定を下記の様に決定する。

1. 施行現場は、建設が許可された位置、面積に基づき、工事の性質と所在地のそれぞれの状況によって、周囲保護と遮断措置を採るものとする。旧市内と観光地の建設施行場所には、高さ2mの周囲防護壁を設置して遮断しなければならない。市政建設工事の施行沿線には、施行場所によって、開鑿審議批准部門が具体的な要求を提出する。施行現場の出入口には、端正で簡素な大門を設置し、街路に面する正門部分には、目につく標示を掲げ（サイズ1×0.6m）、工事名称を明記（秘密工事を除く）しなければならない。構造、改造、建築面積、開工竣工期日、施行業者名称及び現場責任者氏名、設計者、建築、構造設計責任者氏名を公表して、社会的評価を受ける。かつ、市企画局が発行した建築許可証と市建委の発行する施行許可証又はそのコピーを事務所内に掲げ、関係部門の検査時に提示する。
2. 施行現場内外は、市街管理“四自一包”の原則を守らねばならない。専門家を派遣し、衛生保持業務を遂行する様指示する。全ての施行部門は、車道と歩道を占有したり、建築材料を積み置きしてはならない。開鑿の爲、道を占有しなければならない部門は、昼夜に渡って施行工事を遂行しなければならない。規定期日内で完成させ、工事遅延は認めない。施行場所の車両出入口の歩道部分と下水パイプ等、各種管には、剛板でフタをし、地下パイプラインが破損しない様保護する事。
3. 工事施工は、工事規模の大小、構造の特徴及び技術難度の程度、施工条件に基づいて、深度の異なる施工設計或いは施工法案を編集しなければならず、基本的建設順序と施工順序を堅持して、科学的施工をする事。品質が保証されているという前提の下で、建設速度をはやめ、かつ、施行現場の全体配置を合理的に行う事とする。資材の整理整頓、安全設備の完備、道路通行を妨害しない等を守って、文明的施工

を行う。大、中型の施工現場には、トイレを設置する事。

4. 施行現場を整備すること。道路は碎石又は石炭の燃えガラで路面を覆い、排水設備が備わっている事。車輛の出入に於て、雨天に泥をはねあげない事、晴天にはこりを巻き上げない事。現場で発生した汚泥水は都市のパイプ網に排出される為、事前に審議許可を受ける手続きを取り、かつ現場で沈殿ろ過を行った後、地下パイプを通じて、市政府の下水道に排出すること。抽出された地下水も、パイプを通じて、マンホールに排出される様にしなければならない。直接路上に垂れ流す事を認めない。
5. 旧市内と主要幹道及び人口密集地での施工現場で、アスファルトを熱する事を厳禁する。砂利、石灰、漆喰を使って、市外で加工し、現場に運ぶ事とする。旧市内のすべての部門と個人は、トラクター、馬車を使って、建築資材、建築廃棄物を運んだり、台車、三輪車で長い材料を運んだりする事を禁止する。もし違反した場合には、主管部門が車のレッカー、材料没収の処置を取り、かつ、関係者の責任を追究する。
6. 街路に面する建築及び立体交差での作業現場には、確実な安全防護施設を設置し、物体落下による人身事故を防止し、通行人と施工者の安全を守る。施工に使用する機械、電材等設備の装置には十分な注意を払い、常に清潔と整備された状態を保持しなければならない。施工現場には適当な消防設備と、安全な作業が望まれる。防火をアピールする標識を明示し、市消防資材と安全施設を設ける事。現場で火を使う場合、審議許可を受ける事。
7. 工事騒音の抑制。市政府頒布の騒音管理条例を遵守すると同時に、街路に面する工事には、有効的な防塵と清潔保持措置を取り、粉塵による汚染の防止を行う。
8. 施行現場周囲の環境衛生を保たねばならない。ゴミ残土を散乱させてはならない。みだりに廃物を投棄してはならない。建築物フロアにて、清掃、回収したゴミをドアや窓から、外へ投げ捨てたり、現場でのゴミ焼却を禁じる。建築廃物を環境衛生

部部門が設置した廃棄物ステーションや廃棄物桶内に投棄してはならない。環境衛生部門が指定した場所へ投棄すること。

9. コンクリート、セメント等流動体材料の輸送と使用方法。石灰等分散材料及び汚物、ゴミ、掘り出された土等を輸送する場合、蓋を固定し、流失しない様な措置を取り、落下、散乱のない様にする事。

工事完工後、臨時遮断壁と臨時施設を早急に取り払い、各種余分な材料、建築部品及び建築廃物も半月以内に搬出し、竣工時には整理されていること。

10. 施工現場周囲の樹木、草花は妥当な保護を施すこと。街路樹に釘で板を打付け、さくを設けることを禁じる。車輛は出入りして樹木を傷つけることを禁じる。市政府は、建設工事の沿線上にある庭園等の樹木草花を損傷させた場合、工事完工後、責任を持って、すべてを回復させなければならない。

11. 以上11条の規定は、厳格に執行されねばならない。1、3、6条は、各区、県、市建設部門が管理監督をし、違反者に対しては、情状に応じて、50～200 元の罰金を支払う様にする。その他の各条例については、関係管理部門が監督執行を行い、制定した規定に基づいて、処罰を決定する。

12. 本規定は、各建設工事の施工企業と建設部門が組織して、実行する。都市企画、市政、庭園、環境保護、交通警察等都市管理部門と県、区、市建設部門は、真剣に監督執行を行う。

13. 本規定は、西安市に所属する範囲内のすべての施工現場に適用し、頒布の日より、執行することとする。

14. 本規定の実行権限は市の都市建設委員会が責任をおう。

1987年4月23日

中華人民共和國道路管理条例

(1988年3月9日国务院发布)

第一章 總 則

第1条 道路交通の管理の強化、交通秩序の維持、交通安全と混雑緩和を推進し、社会主義現代化建設の需要に適應する為に本条例を制定する。

第2条 本条例が指す道路とは、国道、市道、路地（裏路地）及び、公共広場、公共駐車場等の車輛と歩行者が通行する場所を示すものである。

第3条 本条例が称する車輛とは、道路上を走行する下記の原動機付車と、非原動機付車を指すものである。

1) 原動機付車は各種の自動車、電車、バッテリー自動車、オートバイ、トラクター、輪式専用機械車を指す。

2) 非原動機付車とは、自転車、三輪車、リヤカー、牛馬車、身体障害者専用車を指す。

第4条 道路上を通行する車輛、歩行者、車上の者及び、道路上にて、道路に関わる作業を行う者は、本条例を遵守しなければならない。

第5条 機関、軍隊、団体、企業、学校及びその他の組織の指導者は、下部に所属する者に本条例を遵守する様教育しなければならない。

本条例に違反する行為に対しては、いかなる者であろうとも忠告と控訴の権利を有する。

第6条 走行する車、家畜を追ったり乗ったりしている者は、右側通行の原則を遵守しなければならない。

第7条 車両、通行人は、それぞれの道路を利用する事。他道路を借用して、通行する車、又は通行人は、その道路を通行する車輛、又は通行人を優先させなければならない。

本条例に規定が無い状況に接した場合、車輛、通行人は安全を保證する原則に則り、通行する。

第8条 本条例は、各級公安機関が責任持って実施する。

第二章 交通信号、交通標識、交通表示ライン

第9条 交通信号の分類：指示信号、車道信号、歩行者横断信号、交通指示棒信号、手指示信号。

第10条 指示信号

- (1) 信号が緑の時は車輛、通行人の通行を示す。但し、カーブを曲がる車輛は、直進する車輛と通行人の通行を妨害してはならない。
- (2) 信号が黄色の場合、車輛、通行人の通行を禁ずる。但し、すでに停止ラインを超えている車輛と、既に横断歩道を渡っている通行人は、通行の続行を認める。
- (3) 信号が赤の時、車輛、通行人の通行を禁ずる。
- (4) 緑色の矢印の信号が点灯している時、車輛は、矢印の示す方向にのみ進む事ができる。
- (5) 黄色の信号が点滅している時、車輛、通行人は、安全が保証されていると云う原則の下で通行する。

右にカーブしようとする車輛がない場合とT字路の右側に道が無い場合、直進しようとする車は、前項(2)、(3)の規定によって、進行する車と通行人の通行を妨げない状況の下に於いて、通行する事ができる。

前2項目の規定は、隊列を組んで走行する者と、家畜を追ったり、乗ったりしている者にも適用する。

第11条 車道の信号

- (1) 緑色矢印の信号が点灯している時、本車道は、車輛の通行を許可する。
- (2) 赤信号が点灯している時、本車道の車輛の通行を禁ずる。

第12条 横断歩道の信号

- (1) 緑信号が点灯している時、通行人は歩道を通行する。
- (2) 緑信号が点滅している時、通行人の横断歩道への進入を禁ずる。但し、既に横断歩道内に入っている場合、通行の続行を認める。

- (3) 赤信号が点灯してい時、通行人の横断歩道への進入を禁ずる。

第13条 交通指示棒信号

- (1) 直進信号：右手に、棒を持ち、腕を掲げ、右に水平に伸ばし、その後、左に向けて、腕をおろした場合、直進する車輛は、走行する車輛の通行を妨げない状況下に於いて、通行することが出来る。
- (2) 左カーブを示す信号：右手に、棒を持ち、腕を掲げ、前に向かって水平に伸ばした場合、左側の左にカーブする車と直進する車輛の通行を許可する。左腕を同時に右に向けて、前方に振り動かした場合、車輛が小さくカーブすることを許可する。右にカーブする車輛と、T字路の右側に道がなく、直進しようとする車輛は、走行する車輛の通行を妨げないという状況の下で、通行する事ができる。
- (3) 停止信号：左腕を上に向けて伸ばし、手のひらを前に向けている場合、前方の車輛の通行を禁ずる。右腕を同時に左前方に向けて、振った場合、車輛ははじに寄って、停車しなければならない。

第14条 手信号

- (1) 直進信号：右腕(左腕)を右(左)に向けて伸ばし、手のひらを前に向けた場合、左右両方に直進する車の通行を許可する。右にカーブする車は対面から来る車の通行を妨げないという状況の下、通行する事ができる。
- (2) 左カーブを示す信号：右腕を前に水平に伸ばし、手のひらを前に向けた場合、左側の左カーブの車と直進する車の通行を許可する。左腕を同時に右前方に向けて、手を振った場合、左に小カーブを切る事を許可する。対面の右カーブする車と、T字路の右側に横道がなく、直進しようとする車は、対面からくる車の通行をさまたげないという状況下において、通行することが出来る。
- (3) 停止信号：左腕を上に向けて伸ばし、手のひらを前に向けている場合、前方の車輛の通行を禁ずる。右腕を同時に左前方に向けて、振った場合、車輛ははじに寄って、停車しなければならない。

第15条 車輛、歩行者は、交通標識と交通標示ラインの規定を遵守しなければならない。

第16条 車輛と歩行者は、灯火信号、交通標識、又は交通標示ラインが交通警察官の指示と異なる場合接した時、交通警察官の指示に従う事とする。

第三章 車 輜

第17条 車輛は、車輛管理機関の点検に合格した後、ナンバープレートと免許証を受け、走行する事。

ナンバープレートは指定場所に取り付け、明確に確認出来る様にする。ナンバープレート、免許証を他人Mに貸し借りしたり、書換えたりしてはならない。

第18条 原動機付車は正式なナンバープレート、免許証を受け取る前には、移動又は試乗ナンバープレートを申請して、受取り、規定にそって走行する事。

第19条 原動機付車は車を常に整備した状態にし、清潔に保たねばならない。ブレーキウインカー、クラクション、ワイパー、バックミラー及び、ライトは常に作動可能である事。

自転車、三輪車、身体障害者専用車のブレーキ、ベル、バックミラー及び牛馬車のブレーキは常に作動可能な状態である事。

自転車、三輪車に動力機械を取りつける事を禁ずる。

第20条 原動機付車は車両管理機関が規定した定期点検を行い、点検を行っていない又は点検不合格の車は継続走行してはならない。

第21条 自動車、トラクターが車を連結させる時は、1台のみとする。牽引する車の重量が牽引車の重量を超過してはならない。連結部の装置は堅固で、防護ネット、牽引車のブレーキ、表示柱、表示柱電灯、ブレーキランプ、ウインカー、テールランプは常に使用可能状態であること。

第22条 原動機付車の方向指示器、ライトが作動しない時は、牽引できない。その他、故障等によって、牽引される時は、下述の規定を遵守すること。

- (1) 正式な運転員が操作を行うこと、人を乗せたり、車を連結させたりしてはならない。
- (2) 幅は、牽引車より大きくてはならない。
- (3) バネ式連結牽引車装置を使用する時は、牽引車との間に、必要な安全距離を置くこと。
- (4) ブレーキが稼働しない時には、棒式連結牽引車装置を使用すること。

第23条 クレーン車、輪式専用機械車は車輛を連結したり、又は牽引車になったりする

ことはできない。自動二輪車、原動機付車自転車は、牽引したり又は、その他の車輛に牽引されることはできない。

第24条 原動機付車の騒音と排ガスは、国家の規定する基準に合格していなければならない。

第四章 原動機付車運転手

第25条 原動機付車の運転手は、車両管理機関の試験に合格し、免許証を取得した後、規則に従い走行すること。

第26条 原動機付車の運転手は、下記の規則を遵守すること。

- (1) 車両運転中は、免許証を携帯すること。
- (2) 免許証の貸借、書換え、偽造を行ってはならない。
- (3) 免許証を持たない者に車を、渡してはならない。
- (4) 免許と免許証に記入されていない車両の運転をしてはならない。
- (5) 車の検査を受けていない又は検査不合格のものは、継続して車輛の運転をしてはならない。
- (6) 飲酒後の運転をしてはならない。
- (7) 安全設備が整っていない、又は部品が完全でない車輛の走行を禁じる。
- (8) 装載物が規定に反する車輛の運転を禁ずる。
- (9) 安全走行を妨げる疾病にかかっている又は過労の場合、車輛の運転を禁ずる。
- (10) 二人乗りオートバイはヘルメットを着用すること。
- (11) ドア、トランクがよく止まらない場合、走行を禁ずる。
- (12) サングルをはいて運転を禁ずる。
- (13) 運転走行中の喫煙、飲食、雑談又はその他の安全走行を妨げる行為をしてはならない。

第27条 原動機付車教習生と指導員は、第26条の規則を遵守する以外に、下記規則も守らなければならない。

- (1) 教習生と指導員はそれぞれ車輛管理機関が発行した教習免許証と指導員

証を所持すること。

- (2) 指導員が同乗する指導の下で、指定時間、路上運転練習時に、教習と無関係な者を同乗させてはならない。教習生が本条例に違反する行為又は交通事故を起こした時、指導員は一部又は全部の責任を負わねばならない。

第28条 原動機付車実習生は車種試験によって、単独に、車輛の運転走行ができる。しかし、大型バス、電気自動車、クレーン車、牽引車等自動車を運転する時は、正式な運転手が同乗して、監督指導を行わねばならない。

実習生は、任務執行をするパトロールカー、消防車、工事救急車、救急車、危険物運搬車等の運転をしてはならない。

第29条 非原動機付車を運転する場合、下記の規則を遵守すること。

- (1) 酩酊状態の者は運転をしてはならない。
- (2) 正常な運転能力を喪失している身体障害者は運転をしてはならない。(身体障害者専用車を除く)
- (3) 16歳未満の者は、道路上で牛馬車を駆ってはならない。
- (4) 12歳未満の児童は、道路上で自転車、三輪車に乗ったり、リヤカーを推したり、引いたりしてはならない。

第5章 車輛装載

第30条 原動機付車の積載は、下述の規則を遵守しなければならない。

- (1) 免許証上に記入されている積載量を超えてはならない。
- (2) 積載方法は、安定させ、けん固に固定すること。積載物が容易に落下散乱したり、飛び交ったり、又は流出したりする物に対しては、しっかりとフタをしなければならない。
- (3) 大型貨物輸送車の積載物は高さが地面から3.4mを超えてはならず、長さは、前端は車体を超えてはならず、後端は車体から2m以上出てはならない。又、突き出している部分が地面に触れてはならない。
- (4) 大型貨物輸送車の連結車輛と大型トラクターの連結車輛は高さが地面から3m、広さが車体幅を超えてはならない。長さは、車体より前に出てはな

らず、後ろは、車体から1m迄とする。

- (5) 積載量が1000kg以上の小型貨物輸送車の積載物は高さが地面から2.5m、広さは車体幅を超えてはならない。長さは前端が車体から出てはならず、後端は、車体から1m迄とする。
- (6) 積載量が1,000kg(1t)の小型貨物輸送車、小型トラクター、連結車輛、後三輪オートバイの積載物は高さが地面から2m、幅は車体幅を超えてはならない。長さは前端が車体から出てはならず、後端は、車体から50cm迄とする。
- (7) 自動二輪、原動機付車自転車の積載物は、高さが地面から1.5m、幅は左右は車体から15cm以上超えてはならない。長さは、車体から20cm以上出てはならない。
- (8) 積載物の長さが車体の荷台のあおりから突き出さない限り、あおり板を水平にしたり、又は下ろしてはならない。突出する時には、貨物のあおりがナンバー、ウインカー、ブレーキランプ、テールランプを確認できないようにしてはならない。

第31条 非原動機付車の積載物は、大、中都市市内又は交通量の多い道路上において、下記の規定を遵守しなければならない。

- (1) 自転車の積載物は高さが地面から1.5m、幅は左右が車体から15cm以上突出してはならない。長さは、前端は車輪から前へ出てはならず、後端は、車体から30cm以上出てはならない。
- (2) 三輪車、リヤカーの積載物は高さが地面から2m、幅は車体から左右15cm以上を出てはならない。長さは車体の前後、1m以上出てはならない。
- (3) 牛馬車の積載は、高さが地面から2.5m、幅は車体の左右10cm以上に出てはならない。長さは、前端が車の轅から出てはならない。後端は、車体から1m以上出てはならない。

第32条 車輛の積載で解体できない物を運搬する時、その物が規定を超えている場合、公安機関から許可を得た後、指定時間、ルート、スピードを守って走行することとし、かつ、明確な表示を掲げなければならない。

第33条 原動機付車が人を乗せる場合、下記の規定を遵守しなければならない。

- (1) 免許証に記入されている人数以上を乗車させてはならない。
- (2) 貨物運搬原動機付車は人、貨物を混載してはならない。しかし大型貨物運送車が短距離輸送する時、車内に助手、又は荷役人を5人まで安全な座席位置に同乗させることはできる。積載物の高さが荷台のあおり板から突出している場合、荷台に人を乗せてはならない。
- (3) 貨物輸送連結車、トラクター連結車、半連結車、台車、クレーン車、リフト車、タンククローリーには、人を同乗させることはできない。しかし、トラクター連結車と乗車安全装置がある、半連結車、台車、クレーン車、リフト車は、車輛管理機関の許可を経れば、助手、荷役人を1人ないし5人まで同乗させられる。
- (4) 貨物輸送車の車内に乗車する者が二人を超えた時、車輛と運転手は、車輛管理機関の許可を得た後、運転走行すること。
- (5) 原動機付車は運転ルームと車内以外には、いかなる部分にも人を乗せてはならない。
- (6) 二輪、三輪オートバイの後部座席に、12歳未満の児童を乗せてはならない。原動機付車自転車に人を乗せてはならない。

第六章 車輛運転走行

第34条 車輛は、下記の規定を遵守して、運転走行を行うこと。

- (1) 原動機付車道と非原動機付車道を区別してある道路上に於いて、原動機付車は原動機付車車道を走行し、原動機付自転車は、原動機付車道の右側を走行、非原動機付車、身体障害者専用車は、非原動機付車道を走行すること。
- (2) センターラインと原動機付車道、非原動機付車道の区別がない道路に於いては、原動機付車は真ん中を走行し、非原動機付車は右側を走行する。
- (3) 小型原動機付車道と大型原動機付車道の区別がある道路上においては、小型客車は小型原動機付車道を走行し、その他の原動機付車は大型原動機付車道を走行する。

- (4) 大型原動機付車道の車輛は、小型原動機付車道の車輛の正常な走行を妨げない限り、車線を超えて走行することが出来る。小型原動機付車の車輛が低速走行、又は、後方車が追い越しをする時には、大型原動機付車道に路線を交えなければならない。
- (5) 道路上において、追い越し可能車線があり、原動機付車が追い越しをする時は、車線を超すことが出来、追い抜いた後、元の車線に戻る。

第35条 原動機付車が大通りに出、視界が開けている場合、交通の安全が保証されているという原則の下、最高時速は下記規定の通りとする。

- (1) 小型客車は、センターライン、中央分離帯、原動機付車道、非原動機付車道の分離施設がない市内道路では70km、公共道路では80km迄とする。その他の道路上における市内道路では60km、公共道路では70km迄とする。
- (2) 大型客車、貨物輸送車は、センターライン、中央分離帯、原動機付車道と非原動機付車道の車道分離施設がない市内道路は60km、公共道路は70km迄とする。その他の市内道路は50km、公共道路は60km迄とする。
- (3) 二輪、側三輪のオートバイは市内道路50km、公共道路60km迄とする。
- (4) 連結式客車、電車、人を同乗させていない貨物輸送車、車を連結している車、後三輪オートバイは、市内道路においては40km、公共道路に於いては50km迄とする。
- (5) トラクター、原動機付自転車は30km迄とする。
- (6) バッテリー車、小型トラクター、輪式専用機械車は15km迄とする。

しかし、原動機付車が上記規定の制限速度が交通標識や、路面文字標記より高い又は低い路上に出た場合、上記規定より高い時は、その指示時速に従って走行し、上記規定より低い時は、その指示時速に従って走行する。

第36条 原動機付車が走行中に下記の状況に出あった時は、最高時速は、20kmを超えてはならず、トラクターは15kmを超えてはならない。

- (1) 路地（裏道）、鉄道踏切、急カーブ、狭道、狭橋、トンネルを通過する時。
- (2) リターン、カーブ、勾配坂の場合。
- (3) 風雨、霧雪によって、視界が30m 以内の時。

- (4) 路面が凍っている、路面がぬれている場合。
- (5) クラクション、ワイパーが故障している時。
- (6) 原動機付車が故障し、牽引をする時。
- (7) 非原動機付車が車道に出入りする時。

第37条 車道を走行している原動機付車に後続車がある場合、走行速度、天気、路面状況によって、車間は、安全な距離を保つ事。

第38条 原動機付車のウインカー使用。

- (1) 右にカーブする時、右側に車線を変更する時、道路沿いに停車する時は、右のウインカーを点灯すること。
- (2) 左にカーブする時、左に車線を変更する、停車地点をから走行を始める又はUターンする時、左側のウインカーを点灯する。

第39条 原動機付車が夜間の街灯照明が良好又は、曇りで視界が悪い時は、ヘッドランプを下向きにし、テールランプを点灯する。夜間に街灯がない又は街灯照明が不良の場合、ライトを上向きにする。但し、同方向に走行する後続車は、ライトを上向きにしてはならない。曇りにはフォグランプをつける。

第40条 原動機付車がクラクション非使用禁止地区又は、路上でクラクションをならす時は、音量は105 ホーン以内に抑え、ならす時間は一回につき、0.5 秒を超えてはならず、連続して3 回以上鳴らしてはならない。クラクションを、人の呼び出しに、使用しては鳴らない。

パトロールカー、消防車、工事救急車、救急車には、サイレンと表示灯を取りつけ、公安機関の許可を得なければならない。任務遂行時にのみ、規定通りに使用すること。

第41条 横断歩道の信号が青で通行人が横断している場合、車輛はその前で停止又は減速走行を行うこと。信号にコントロール器がついていない横断歩道を通過する時、通行人を優先するよう注意しなければならない。

第42条 交通信号、又は交通標識でコントロールされている交差点を通過する車輛は、下記規定を遵守しなければならない。

- (1) 原動機付車は交差点から100mないし30m 離れた地点から減速走行を行う。カーブする車輛は、ウインカーで表示する。夜間には、ライトを下向きに

すること。

- (2) 路上に進行方向指示が示されている場合、車輛はその矢印方向に進行しなければならない。
- (3) 信号が青の時、青信号で走行してくる車輛を優先させる。
- (4) 左にカーブする時、原動機付車は、道のセンター寄りに、小さくカーブしなければならない。
- (5) 右にカーブした後、同車線の前方の車はその前の青信号を待っている時は、原動機付車はその後に停止しなければならない。非原動機付車はこの車線内で、カーブし通行することができる。
- (6) 進行方向の路上に進入禁止標識がある場合、進入することはできない。
- (7) 停止信号の時、停止ラインがひいてある所以外に停止する。停止ラインがない時は、道路口以外で停止すること。

第43条 車輛が交通信号又は交通標識コントロールがない交差点を通過する時、下記の規定に従って、順次走行する。

- (1) 支線道路の車は、幹線道路の車を優先させる。
- (2) 支線、幹線が分けられていない時、非原動機付車は原動機付車を優先させ、非公共バス、電車は、公共バス、電車を優先させ、同種の車は、右側に走行して来る車がない場合の車を優先させる。
- (3) 対向車が同車種の場合、左にカーブする車は、直進あるいは、右にカーブする車を優先させる。
- (4) ローターリーに進入する車は、すでに出入口にある車を優先させる。
車を優先させる場合は、停止又は減速して、周囲を見回し、安全を確認した後、進行すること。

第44条 車輛が踏切を通過する時は、下記規定を遵守すること。

- (1) 踏切の欄干が降りている時、警報器が警報を発している時は、順序良く、停止線外に停止する。停止線がない場合は、最端の鉄杭から5m離れた所に停止する。
- (2) 看守のいない踏切を通過する時、一端停止して左右を見、安全を確認した後、通過する事。

(3) 踏切で赤信号が交互に点滅をしている時は、通過してはならない。白信号が点灯している時に通過する。赤信号と白信号が同時に点滅している時は、前項の規定に従って通過する。

(4) 100t以上の大型設備備品を積載している時は、当地鉄道部門の指定する踏切、時間に通過する。

第45条 車輛がフェリーで渡る時、渡場管理員の支持に従い、指定地点から順次フェリーに乗船する。原動機付車が上下船する時は、低速でゆっくり走行すること。

第46条 路上に水がたまっている所、又は水がたまった橋を車輛が通過する時は、車を停止し、水の状態を観察し、安全を確認した後、低速で通過する。

第47条 原動機付車が走行中、給油系統が故障した場合、人爲的に直接給油してはならない。坂を下っている時に、エンジンを切ったり、無人で車を走行させたりしてはならない。

第48条 原動機付車が走行中、走行不能な故障を起こした場合、早急に付近の交通警察へ報告するか、又は自分で押して移動させるかしなければならない。ブレーキ、ウインカー、ライトが故障した時は、修理整備後に走行する事。

故障車は、交通妨害にならない地点迄移動させ、かつ車体の前後に警告標識、危険信号灯を点ける。夜間には、パーキングランプ、テールランプを点け、明示すること。

第49条 原動機付車が車と擦違う時、下述規定を遵守しなければならない。

(1) センターラインの無い道路や、狭道、狭橋では、減速して右側通行を行い、非原動機付車と歩行人の安全を守る。擦違いが困難な場合、擦違える条件のある車が相手を優先させる。

(2) 障害のある路上では、障害のある側の車が相手を優先させる。

(3) 狭い道では、下りの車が上りのくるまを優先させる。しかし、下りの車が既に坂の途中を走行している場合には、上りの車は、下りの車を優先させなければならない。

(4) 夜間に街灯が無い、又は街灯の照明が不良な道路においては、対向車にたいして、150m以内に近づいたら互いにライトを下向きにしなければならない

ない。狭い道、狭い橋で非原動機付車が車と擦違う時、ライトを上向きにした儘、走行してはいけない。

前述(2)(3)の規定は、非原動機付車にも適用する。

第50条 原動機付車が、車を追い込まず場合、下述規定を遵守する事。

- (1) 追い込まず前に左のウインカーの点灯、クラクションを鳴ら(クラクション禁止区域や、道路は除外する)すこと。夜間には、ヘッドランプを上下交互に向けて合図をし、安全を確認した後、追い抜くクルマの左側を追い抜き、追い抜かれた車との間に、安全な車間距離をとった後、右ウインカーを点け、元の車線に戻る事。
- (2) 追い抜こうとする車が、左カーブ又はUターン表示を出している時は、追い抜いてはいけない。
- (3) 追い越しをかける時、反対側から車が来る可能性がある場合には、追い越しをしてはならない。
- (4) 追い抜こうとしている車を追い抜いてはならない。
- (5) 交差点、横断歩道、水たまりのある道路、水たまりのある橋、又は本条例第36条の規定にあてはまる場合、追い越しをしてはならない。

第51条 原動機付車が走行中、後続車が追い越しの信号を出した場合、条件が整っている時には、右側に寄り、道を譲り、かつ右ウインカーを点ける事。故意に譲らない又は加速する事はならない。

第52条 原動機付車は、踏切、横断歩道、カーブ、狭い道、橋、坂道、トンネル又は危険が発生しやすい道路では、Uターンをしてはならない。

第53条 原動機付車がバックする時、後方の状況を判断し、安全を確認した後バックする事。鉄道路踏切、交差点、一方通行道、カーブ、狭い道、橋、坂道、トンネル及び交通量の多い道路では、バックをしてはならない。

第54条 原動機付車が非原動機付車道に出入りする時は、非原動機付車に注意を促すこと。非原動機付車が妨げられ正常な走行ができない時は阻害されている道路内で、原動機付車道に進入してよい。この場合、後続の原動機付車は減速走行すること。

第55条 パトロールカー、及びその警備車隊、消防車、工事救急車、救急車が任務を執行する時、安全が保証されていると云う原則の下で、走行速度、車線、進行方向、指示信号等の制限は受けない。その他の車両、通行人は道を空けて、割り込んだり、追い越しをかけてはならない。

交通警察から、停止指示を受けた時は、いかなる車であろうとも、停止して、検査を受けねばならない。

第56条 散水車、消防車、路面整備補修車が作業を行う時、安全と車の渋滞が発生しないと云う保証がある状況下に於いて、走行車線、進行方向の制限は受けなくてよい。

任務執行中の郵政車両は公安機関が発行する通行証を所持していれば、進入禁止道路、及び各種の原動機付車の通行禁止区域を通行することができる。

第57条 キャタピラー車が、舗装道路上を横切る時又は、短距離走行を行う必要がある時、市政管理部門又は公共道路管理部門の同意を経て、公安機関が指定する時間とルートを走行すること。

貨物輸送原動機付車が橋を通過する時、その総重量が橋の制限重量を超えている場合、前項規定に従い手続きをすること。

第58条 自転車、三輪車は下記規定を遵守して走行すること。

- (1) カーブを曲がる前には減速して走行し、後方確認後、手を伸ばして表示すること。突然急カーブしてはならない。
- (2) 前方の車を追い抜く時、抜く車の走行を妨げてはならない。
- (3) 坂道、四車線以上の原動機付車道を通過する時、又は途中でブレーキがきかなくなった時、車は押して歩かねばならない。車台から下りる前は手を伸ばし、上下にふって表示すること。後続車の走行を妨げないこと。
- (4) 両手をハンドルから離したり、他の車輛につかまったり、又手に物を持ったままの走行を禁ずる
- (5) 車を牽引したり又は他の車に牽引されることを禁ずる。
- (6) 並行に並んだり、追いかけてこをしたり、駄行したりしながらの走行をしてはならない。

(7) 大中都市市内で自転車の後ろに人を乗せてはならない。但し、学齡前の児童については、各地の自転車規定に従う。

(8) 三輪車は並行して走行してはならない。

第59条 牛馬車を扱う者は下記規定を遵守すること。

(1) 訓練を受けていない家畜を牛馬車に使用してはならない。又、子牛、子馬は車につないでおかなければならない。

(2) 車は並行して走行してはならない。

(3) 車上に横臥したり、車から離れたりしてはならない。

(4) 交通量の多い道路、交差点、鉄道踏切、横断歩道、カーブ、狭い道、狭い橋、坂道、トンネル又は危険の発生しやすい道路では、追い越しをしてはならない。二輪の牛馬車は、下車して、家畜の手綱を引かねばならない。

(5) 夜間、街灯のない道路を通る時は明かりをつけなければならない。

(6) 停車する時、ブレーキをかけ、家畜をしっかりつなぎ止めておくこと。

第60条 リヤカーの場合、並行、滑降、一列縦隊、蛇行をしながら歩いてはならない。

第61条 車を駐車させる時は、駐車場、又は車輛駐車を認められている地点に順次駐車する。車道、歩道、その他交通妨害をする場所に勝手に駐車してはならない。原動機付車を駐車する時は、エンジンを切り、手動ブレーキをしめ、ドアには施錠すること。

第62条 車輛は駐車場以外の地点に臨時駐車する場合、下述規定を遵守すること。

(1) 進行方向に向かって、道路の右側に駐車し、運転手は車から離れてはならない。交通妨害をする時は、早急に車を移動させなければならない。

(2) 車が止まる前にドアを開け、上下車してはならない。ドアを開ける時は、他の車輛や通行人の妨害をしてはならない。

(3) 歩道ガードレールの無い道路、横断歩道、工事中道路(工事車輛を除く)又通行障害となる場所には駐車をしてはならない。

(4) 交差点、鉄道踏切、カーブ、狭い道、橋、坂道、トンネル及び上述地点から20m 以内の路上に駐車をしてはならない。

(5) 公共バスストップ、ステーション、救急ステーション、ガソリンスタンド、消火栓、又は消防署前及び上述地点から30m 以内の路上には、上述施

設で使用する車輛以外、他の車輛は駐車してはならない。

- (6) 大型バス、電車は特殊事情を除き、ステーション以外の地点での駐車をしてはならない。
- (7) 原動機付車は夜間又は、風雨霧雪時は、ライト、テールランプを点灯しなければならない。

第七章 通行人と乗車人

第63条 通行人は、下記規定を遵守しなければならない。

- (1) 歩道内を歩くこと。
- (2) 車道を横断する時は、横断歩道を渡ること。交通信号にコントロールがついている横断歩道を渡る時は、信号表示を守らなければならない。交通信号にコントロールがついてない横断歩道を渡る時は、車輛に注意し、追ったり、飛び出したりしてはならない。横断歩道の無い道路を渡る時は、直線で渡らなければならない。車輛が近付いている時に突然横切ったりしてはならない。横断歩道橋又は地下道がある場合には、通行人は、歩道橋又は地下道を通らなければならない。
- (3) 歩道、車道、踏切のガードレールに腰かけたり、飛び超えてはならない。
- (4) 路上で車に飛乗ったり、追いかけたり、ヒッチハイクをしたり、又車に物を投げつけてはならない。
- (5) 学齢前の児童が路上を歩く時、成人が付き添わなければならない。
- (6) 踏切を渡る時、本条例第44条(1)、(2)、(3)の規定を遵守する事。

第64条 隊列を作って、道路を通行する時は2人以上横に並んではならない。児童が隊列を作る場合には、歩道を歩かなければならない。成人が隊列を組む場合、車道寄りに右側通行をする。

隊列が車道を横断する時、歩道を敏速に渡ること。歩道がない場合、真直に横断すること。隊列が長い場合、暫時中断して通過すること。

第65条 車輛に乗車する者は、下記規定を遵守しなければならない。

- (1) バス、電車長距離バスに乗る場合、バスストップ、ステーション、又は

指定地点で車を待つ。車が来た時は、下車客が先に降りた後、乗車すること。

- (2) 車道上で、タクシーを呼んではならない。
- (3) 燃焼、発火しやすい危険物等を携帯して、バス、電車、タクシー及び長距離バスに乗車することを禁ずる。
- (4) 原動機付車が走行中、身体のいかなる部分も窓外に出してはならない。車から飛び降りてはならない。
- (5) 貨物輸送車に乗車する時は、荷台に立ったり、荷台に腰かけてはならない。

第八章 道路

第66条 　いかなる部門、個人も、公安機関許可を受けていない限り、道路を占有して、露店を設けたり、駐停車したりすること、物を置いて、作業すること、棚を設けること、テントをはること、定期市を開く又は、交通妨害をする活動を禁ずる。

　市政、道路管理部門が道路を補修する必要がある、道路占有、掘削を行う場合、日常の補修、道路保護作業を除いては、公安機関と相談し共同で通行確保措置を採った後、施工工事を行うこと。その他の部門が道路掘削を行わなければならない時は、市政管理部門又は道路管理部門の同意を得た後、公安機関が手続きを行う。道路掘削を行う工事現場には、明確な表示と安全防護施設を設けること。竣工後、早急に現場を片付け、路面と道路施設の修復を行う。

第67条 道路を運動場にしたり、作物をはしたり、放牧、堆肥を置く、又廃物の投棄をしてはならない。

第68条 公安機関以外のその他の部門は、路上に検査所を設置し、障害物、検査車輛を置いてはならない。関係部門が路上で検査を行う時、公安機関が参与している検査所を設け、業務を遂行する。公安検査所の無い地区で、関係部門が検査所を設置する必要がある場合、公安機関の許可を得ること。

第69条 バス、電車、長距離バスの走行路線、又はバスストップを開設又は改築する場合、事前に公安機関の同意を得ること。交通妨害する時には変更もしくは、移設しなければならない。

第70条 道路に植栽してある街路樹、グリーンベルト、花木、設置されている看板、道路にまたがっているパイプライン等は、街灯、灯火信号、交通標識をさえぎらない様にしなければならない。安全な視界と車輛、通行人の通行を妨害してはならない。

第71条 鉄道の踏切の視界距離、広さ、両側の道路の傾斜度は安全要求を満たす事。かつ、踏切の標識と必要とする安全保護施設を設けること。交通量が多い又は重要な踏切には監視員を配置すること。

第72条 新築、改築をする大型建築物及び公共施設には、相応の規模の駐車場（庫）、停車場（庫）を設置する。都市企画部門が審議し、公安機関の同意を得た後、施工すること。

第九章 処 罰

第73条 本条例の規定に違反する行為に対しては、「中華人民共和国治安管理处罰条例」で規定されている処罰を除いて、本条例の規定に従い、処罰する。

第74条 原動機付車の運転手に下記行為の内、一つでもあれば「中華人民共和国治安管理处罰条例」の規定処罰以外に6ヶ月以下の免許停止に処する。情状が重い場合、6ヶ月以上、12ヶ月以下の免許停止に処する。

- (1) 飲酒後に原動機付車を運転した場合。
- (2) 原動機付車を免許証を所持しない者に譲渡した場合。

- (3) 車のナンバープレート、免許証の流用、また貸しをした場合。

第75条 原動機付車運転手が下記行為の内、一つでもあれば、200元以下の罰金または警告処分にする。又、6ヶ月以下の免許停止処分もありうる。情状が重い場合には6ヶ月以上、12ヶ月以下の免許停止処分にする。

- (1) ナンバー、免許証、又は、失効したナンバー、免許証の書換え、偽造、偽装をした場合。
- (2) 教習生が指導期間に、路上運転規定を守らない、又は単独で、車を運転した場合。

第76条 原動機付車運転手が下記行為の内、一つでもあれば、100元以下の罰金または警告処分にする。又、4ヶ月以下の免許停止処分もありうる。

- (1) 運転している車が運転免許証に許可記載されている車種と異なる時。
- (2) エンジンを切った状態、ニュートラルの状態で坂を下った時。
- (3) 免許試験未経験者又は免許試験不合格者が運転した時。
- (4) ウィンカー、ブレーキ、ライト等装置が作動しない車両を運転した時。
- (5) 飲酒運転をした時。

第78条 原動機付車運転手は下記行為のうち一つでもあれば、30元以下の罰金又は、警告処分にする。2ヶ月以下の免許停止もありうる。

- (1) ミラー、ワイパーが正常な役割を果たさない車輛を運転した時。
- (2) 道標通りに車を進行させなかった時。
- (3) 右カーブをする際、同車線内に信号待ちをしている車があるにも関わらず強行的にカーブを曲がった時。
- (4) 交差点、鉄道踏切を通過する時、規定通りに進行、又は停止しなかった時。
- (5) 任務執行中のパトロールカー、消防車、工事救急車、救急車に車線を譲らなかった時。
- (6) 申請許可を受けた番号が、使用している原動機付車の臨時ナンバープレート、試乗車ナンバープレート、移動証と異なっていた時。
- (7) 通行禁止時間帯又は、通行禁止道路を走行した時。

第79条 原動機付車運転手に、下記行為のうち、一つでもあれば、20元以下の罰金又は、

警告処分に処する。1 ヶ月以下の免許停止もありうる。

- (1) 運転、バック、U ターンを規定通りにしなかった時。
- (2) 貨物トラックが規定人数以上を乗車させた時。
- (3) 実習生が大型客車、電車、クレーン又は牽引車を規定通り運転しなかった場合。
- (4) 騒音や国家基準量を超えた有害排ガスを出す車輛を運転した時。
- (5) 車の連結、牽引が規定に従っていない時。
- (6) キャタピラー車を規定通りに走行させなかった時。

第80条 原動機付車運転手に下記行為の内、一つでもあれば、「中華人民共和国治安管理条例」の規定処罰以外に、1 ヶ月以下の免許停止がありうる。

- (1) 交通信号、交通標識、交通表示ラインの指示に違反した場合。
- (2) 走行スピード、積載量規定に違反した場合。
- (3) ライトが規定通りのものでない物を使用している時。
- (4) 公安交通管理機関が、駐停車禁止に指定している場所に駐停車した場合。

第81条 原動機付車運転手が下記行為の内、一つでもあれば、5元以下の罰金又は警告処分に処する

- (1) 取りつけてあるナンバープレートが規定に違反している時。
- (2) 免許証、走行許可証不携帯の時。
- (3) ヘルメットを着用しないで自動二輪に乗った時。
- (4) 原動機付自転車に人をのせている時、又は自動二輪、側三輪オートバイの後部座席に12歳以下の児童を乗のせている時。
- (5) ドア、トランクが正常に閉まらない車を運転している場合。
- (6) サングル履きで原動機付車を運転している場合。
- (7) 運転中に喫煙、飲食、又は安全走行を妨げる行為を行った時。
- (8) 規定外クラクションを使用する、又はクラクションの音が基準音量を超えている時。
- (9) 規定どおりに臨時停車しなかった時。

第82条 非原動機付車運転手、通行人、乗車人が、本条例の規定に違反した場合、5元以下の罰金又は、警告処分に処する。

第83条 公安機関で申請手続きを行わずに、道路又は路地を開鑿した時は、200元以下の罰金又は警告処分に処する。

第84条 公安機関の同意書を得ずに、道路を占有し、車両通行に影響を及ぼした場合、50元以下の罰金又は警告処分に処する。

第85条 本条例に違反し、交通事故を起こした場合の処分規定は別項にて制定する。

第86条 交通違反に対する処罰は、県、市、公安局、又は県級に相当する公安交通管理機関が決裁する。

警告、50元以下の罰金、2カ月以下の免許停止は、交通警察が決裁できる。

第87条 罰金処分された者が、罰金を支払わない場合、公安機関は原動機付車運転手に対し、一時免許停止、非原動機付車運転手に対しては、車両の一時差止め、その他の者に対しては、正当な理由が無く、罰金を支払わない場合、日毎に罰金を1元ないし5元増加する。

公安機関又は交通警察は、罰金を領収、又は免許証取り上げ後は、被処罰者に領収書、預かり書を渡さねばならない。

罰金は全て、国庫に納められる。

第88条 交通警察は本条例規定の違反者に対し、公正に公務を執行すること。情状の重軽に応じて、批判教育、または適当な処罰を与える事。不公正な処理、ワイロを受け取る、決裁に違反する等の行為を行ってはならない。交通警察が上述規定に違反した場合には、行政処分に処する。犯罪を犯した場合は刑事責任を問う。

第十章 追加規則

第89条 省、自治区、直轄市は本条例に基づいて、実施する。

第90条 高速道路の交通管理方法は、公安部門が別項に制定する。

第91条 路上走行を専門に従事する運輸、農作業をしながら運輸にも従事するトラクターの安全技術検査、運転手の審査、全国統一道路走行許可マーク証等の業務は、公安機関が農業（農機）部門に、責任持って監督、検査を行うよう権限を与える。

軍隊と人民武装警察部隊車隊の検査、運転手の審査、走行マーク証は軍隊、人民武装警察部隊が責任持って行う。

第92条 本条例は、公安部が責任持って布告する。

第93条 本条例は1988年8月1日から実施する。1955年に公布した“都市交通規則”はこれと同時に廃止する。

西安市環境衛生事業發展狀況

西安市環境衛生管理局編

1988. 8.

目次

序言	
第1章	基本情況…………… 141
第2章	旧中国西安市の市街環境衛生業務状況…………… 144
第3章	建国以来の環境衛生事業の發展と成果…………… 145
1.	管理機關の所属關係の変遷…………… 145
2.	建国以来、獲得した成果…………… 147
3.	管理法規と制度の設立…………… 151
第4章	環境衛生班の構成と發展…………… 152
1.	専任班の發展と文化的技術の引き上げ…………… 152
2.	民営清潔保持班の構成と壮大…………… 154
3.	労働者の社会的地位と生活待遇の引き上げ…………… 155
第5章	環境衛生作業の機械化の促進…………… 157
1.	車両設備の倍增…………… 157
2.	点検、整備力の強化…………… 158
第6章	環境衛生科学研究事業は發展途上にある…………… 159
第7章	市街環境を整頓し、環境衛生業務を促進する…………… 161
第8章	經驗を生かして、都市建設の需要に更に適應させる…………… 163
第9章	2000年以前の環境衛生業務の展望…………… 165

序 言

市街環境衛生管理業務は都市建設と管理の重要な構成部分であり、都市の現代化建設は、一般市民の日常生活と連関関係にある。都市の精神文明と物質文明の建設の強化に対し都市経済体制の改革、推進方面に重要な役割を果たしている。環境衛生業務の主要任務は、都市建設と管理に於いて、都市市街の美化、妥当な廃棄物処理、環境汚染の防止を行い、文化的で清潔な仕事、学習、生活の環境を創造し、人々の健康を保ち、国家の現代化建設の発展を促進する事である。

都市の環境衛生管理局（所）は、地方政府の市街環境衛生を管理する機能を持つ機関である。その職責は（1）国家と地方政府が公布する環境衛生管理に関する法規を厳格に執行し、市街環境管理班を組織して管理する機能を持つ。（2）都市企画と環境衛生専門企画の制定と、都市郊外の建築衛生施設の設計認可に参与する。（3）専任班の道路清掃、ゴミとし尿の運搬の組織と指導、建造と環境衛生施設の保全を行う。（4）市民経営の清掃業者と近郊の人民公社生産隊が責任を持って行っている市街環境衛生業務に対し、検査、監督、指導を行う。（5）科学的研究を行い、着実に生活廃棄物の無害化処理と综合利用を実現する。

歴史的経験には、注意を払う価値がある。西安市環境衛生業務の経験を系統だって総括する為に、現在の業務の参考として、我々は保存文献を研究する専門家を組織したり、又、古参労働者に講義を依頼したりして、西安市環境衛生業務の発展状況を回顧し、整理して一冊の本に編集し、環境衛生部門及び環境衛生愛護事業に関心ある指導者と同市諸氏の閲覧に供する事とした。

“文化大革命”の妨害と破壊によって、一部資料は紛失してしまい、数量が不明である事、及び一部情況については、詳らかにする事ができない事等は読者諸兄にご了察して戴きたい。

第一章 基本情况

西安市環境衛生管理局は、1979年9月に成立した。9年の歳月を経た現在の基本情况を下述する。

1. 機関と人員編成

市環境衛生局機関は73人で編成されており、一室、一委、六所（事務室、規律委員会、政治所、市街環境所、科学技術所、労働人事所、経理財務所、基本建設所）が設けられており、下部には一、二、三ステーション、道路清潔保持管理所、都市人糞肥料運搬管理所、清掃車輛修理組立て工場、環境衛生科学研究所、労働者学校、市街外観環境監督検査隊等9つの直屬部門が設けられており、その労働者数は2,517人いる。蓮湖、新城、碑林の三つの区には環境衛生所が設置してあり、労働者は475人いる。他に各町内事務所が管理、組織する民営の清潔維持班が1825人いる。

2. 業務範囲

(1) 西安市の現在の都市人口は178万人である。1980年のランダム調査によると一人当たり一日平均のゴミ産出量は1.46kg、全市の生活廃棄物の日産出量は2400t、現在の日搬出量は1350tで日産出量の56%を占める。運搬清掃範囲は主として、都市区の二環線以内である。都市周辺の郊外にはそれぞれ3つのゴミ堆積処理場があり、その面積は309畝である（中国の1畝は6667アール）。

(2) 1980年のランダム調査によると、西安市の一人当たり一日平均のし尿排出量は1.33kgで、全市での日平均産出量は1290tである。下水道に排出するし尿以外に、運搬を必要とするものは約600tあるが、現在の運搬能力は450tである。

(3) 市内で清掃済みの道路は851本あり、面積は9,318,435㎡で、この内専任班が清掃したものは主幹線道路375,500㎡である。

3. 環境衛生経費

環境衛生経費は主として都市維持保護費の中から支出され、一部は都市開発費の中から支出される。経費は2部分を含んでおり、1部分は事業経費、もう一部はプラン用経費である。年毎に経費は増加の一途を辿っている。表1を参照の事。

4. 環境衛生施設情况

全市既存の廃棄物堆積場は 175カ所で、この内、地下堆積場は19カ所。全市既存の廃棄場は363 カ所で投棄穴は4771カ所。全市既存の公衆トイレは 415カ所、この内、汲み取り式が 179カ所。ゴミ箱 510個、痰壺 302個。

表1

1979 年から1987年迄の経費収支状況

単位：元

年度	事業費		プラン用経費		業務収入
	財政交付金	支出	財政交付金	支出	
1979	1,007,289.6	1,182,137.4	2,306,000	2,402,772.37	104,355.5
1980	2,246,000	2,335,015.12	1,592,000	932,691.6	150,390.25
1981	2,960,000	3,468,622.51	3,576,000	1,747,314.5	346,257.65
1982	4,150,000	4,744,972.76	1,015,000	3,044,119.74	710,878.14
1983	4,423,400	5,065,786.57	1,695,000	1,910,816.85	1,648,605.8
1984	5,219,000	6,168,160.69	1,062,000	807,775.48	880,419.6
1985	6,031,000	6,542,874.52	1,638,000	1,329,736.06	2,040,461.98
1986	7,349,000	7,713,799.91	3,222,000	3,042,946.47	1,860,788.27
1987	7,548,000	8,308,828.8	3,268,000	2,832,568.05	1,903,145.14

第二章 旧中国西安市の 市街環境衛生作業状況

解放前、国民党政府の腐敗と無能によって、西安市の市街環境衛生管理機関は不健全、生産道具は粗末、市街外観はずっときたなく、乱雑で悪臭をはなっていた。市内の破損状況は耐え難く、濁った水があふれ、ゴミは山となり、糞便が街のあちこちに見られ、通行人は常に苦情を訴え続けていた。

古参労働者の記憶によると、1935年国民党政府統治の時代は、警察庁の下に“西安市警察局清掃隊”を設立し、清潔衛生業務を行っていた。1936年以後、衛生清掃隊を統一管理する為に、省衛生所西安事務所が管理を引きついで。警察庁の様々な阻害に合い、仕事がかどらなかつた。1938年再び警察庁が管理を引き継いだ。清掃大隊の下に、第一中隊と第二中隊を設け、それぞれが廃棄物運搬とし尿除去清掃作業を責任持って行った。行政区にそれぞれ8つの清掃区隊と8つの清掃分隊を設けた他に、更に責任持って清掃作業をする直属隊があった。1949年5月の西安解放時、清掃大隊の受け持ち範囲の面積は僅か4.25km²であった。

資料記載によると、1949年、全市には人力の木製車輪のゴミ運搬車が80台と、人力の木製し尿運搬車が100台あるだけだった。東西南北4本の主要街路には、レンガ製のゴミ箱がいくつかあるだけで、路地裏のゴミはあふれて地上にバラまかれていた。公衆トイレはたったの17カ所設けられているだけで、全て汲み取り式であるだけでなく、破損して漏れており、耐え難いものであった。道路清掃作業は毎日一回鐘つき堂の周囲と四大城門を清掃するだけであった。市が産出するゴミの量は日に120t、し尿は約100tあった。ゴミは都市外に搬出されず、穴に埋めたり、道路の舗装に使用したり、下にひいたりした。除去搬出されないし尿は市内と城関一帯に糞の山を築き、甚だしく環境を汚染していた。

解放前、市には500名余の清掃労働者がいたが、それは西安市人口の約1.25/1000を占めていたに過ぎない。彼らは、社会の最下層に属し、“エタ”、“非人”等の蔑称で呼ばれていた。毎年、労働者には2組の古軍服が支給され、その上に“非人”と書かれたチョッキを着ていた。一ヶ月に僅か2元の給料が支給されるだけで、仕事上で少しでもミスがあれば、体罰が与えられ、時には解雇された。殆どの労働者は崩れ落ちた廟の

中に住んでおり、食物は粗悪なヌカや腐った野菜で、生活には何の保証もなかった。

第三章 建国以来の市街環境衛生事業 の発展と成果

西安市は陝西省の政治、経済、文化の中心で全国的に有名な古都であり、観光地の一つである。建国以後、とりわけ党の11次第三回中国共産党全体大会以来、西安市の環境衛生管理業務は、大きく変化した。都市建設の組織部分として、その変化は実に喜ばしい事である。この変化を総括してみると、環境衛生労働者の誓であり、環境衛生施設の発展、環境衛生業務の機械化のレベルを高めたことであった。環境衛生の経費は毎年増加し、環境衛生の科学研究も既に繰り広げられている。環境衛生面を解放前及び10年の動乱期と比べてみると、様相が一変していることは明らかである。“五講四美三熱愛”（五講＝礼儀、文明、衛生、秩序、道徳 四美＝心、言葉、行為、環境 三熱愛＝国家、党、国民を指す）運動の推進に従って、文明的と衛生的の推進が社会に新風を起こしている。

1. 管理機関、所属関係の変遷

西安市の市街環境衛生機関は、いくつかの変遷を経て、主管部門は何度も変化したため基礎管理部門も不安定であった。党の11次第3回中共全体大会後、次第に安定し始め、健全な道を歩みはじめた。

(1) 解放後、市公安局軍管会は、新中国成立後の西安市清掃大隊を組織し、下部には、直属隊1つと、8つの清掃区班、8つの清掃分隊（清掃分隊は、地方の機関）を設けた。1950年5月、市清掃大隊は、公安局が市衛生局の指導下に移し、下部に清掃区隊を6つ、直属隊1つ、清掃分隊8つを設けた。1952年、既存のし尿清掃隊の体制を改善し、肥料工場を設立、企業化を実行して管理を始めた。1955年、清掃大隊隊部には、5つの部署（秘書室、人事室、総務室、業務室、運営室）を設けて、原清掃区隊と合併し、4つの中隊を設立、ゴミ運搬作業を負担する事とした。原清掃分隊を合併して、3つの中隊を設立し、し尿運搬清掃の作業を行う事とした。この他、車隊を2つ設け、肥料工場の編

成を取消し、肥料加工業務は大隊の管理下においた。1958年3月、第7中隊を解散し、自動車修理工場を設立。1960年12月、もとの6つの中隊を合併して、4つの中隊にし、点検洗車隊を解散した。1962年、車の使用と点検不備の問題を解決するために、車隊と自動車修理工場を合併し、車隊を設立した。1963年、車両技術管理室が設立され、清掃大隊の職責部門として責任をもって、車隊指導の業務を行う事にした。

(2) 1968年4月、西安市清掃大隊は、西安市環境衛生管理所と名を改め、下部に一、二、三、四局と車隊を設け、西安市衛生局が指導を行った。1971年末、環境衛生所は党委員会を成立させ、各基層には、党支部を設けた。

(3) 1978年3月、市政府の“都市環境衛生管理体制の調整”の決定により、環境衛生所一、二、三、四局の人員、車輛設備と業務すべてを、都市の3つの区と郊外に移し、各区がそれぞれ指導と管理を行った。市環境衛生所は依然として衛生局の指導下であり、全市環境衛生業務の計画、各区環境衛生部門の業務作業の監督、検査及び指導、各区局の車輛メンテナンスの請負、西安市の主要幹線道路への散水等の責任を負っている。

(4) 1979年9月、市政府は西安市環境衛生管理局の設立を決定し、西安市政府市街環境衛生管理の職責機関として、基建系統に所属する。局機関は54人で編成されており、事務室、業務室、経理財務課、基本建設課、人事課、車輛管理課等が設けられていた。1978年各区の環境衛生局回収ステーションの指導下に移された。以前の管理権限や職責不明及び経費不足等の状況を改善した。1980年、局機関に労働資料課、群工課、記検班を増設した。車輛管理課を科学技術車輛管理課に改め、人員も630人に編成し直した。局系統には、第五局を増設し、機械清掃と散水の任務に責任を負う事となった。1981年、市政府はゴミの総合利用試験場の設立を許可した。1982年、し尿清掃隊を編成し直し、し尿運搬清掃作業を行っている13の専任隊員を3つの中隊として、合併した。同時に、専任隊員(全員農民)を協同の農工兼業者にする事によって、以前の管理上の混乱を初歩的に改善した。三車(トラクター、牛馬車、人力車)が市内に進入し、糞便をまき散らし、市街の衛生と交通秩序等の混乱を起こす状況をも解決できるようにした。

(5) 1984年、市級の機関の調整中に、環境衛生局を党組織に改め、党委とし、課を所と改めた。市街衛生管理所と科学技術所を増設し、人員も63人から73人に増員し、編成をし直した。専門化を实行する為に、四局の基盤上に、一、二、三局が行っていたトイレ管理を四局に編入させ、し尿運搬清掃管理所を設立した。五局の基盤上に一、二、三

局が行っていた道路清掃業務を五局と合併して道路保全管理所を設立した。機関調整後、し尿運搬清掃とトイレの管理、道路清掃と路面散水の作業が関連したものとなり、仕事の効率を高め、仕事上のギクシャクした状態を減少する事ができた。1987年初、市委、市政府の“手続きの簡素化、権限の移行、都市区画決定の強化”案に基づいて、ゴミ投棄場の管理と公衆トイレの管理を蓮湖、碑林、新城の3つの都市区に移行してそれぞれが3つの環境衛生所を設立する事によって、級別管理の第一歩を踏み出した。

2. 建国以来獲得した成果

建国以来、西安市の市街環境衛生業務は、創始より一步ずつ完備されている。整った制度が設けられ、管理が強化され、業務範囲が拡大し続け、又、市街衛生の様相も顕著な様変を見せており、西安市の現代化建設のための安定した基礎となった。

(1) “文化大革命”以前の17年、西安市の環境衛生業務は、回復から発展に向かった。主としては、旧都市の市街様相を改善し、新しい環境衛生管理体制を設立したことである。

1. 古ゴミの回収運搬。解放前、西安市には、大量のゴミが山をなしていた。解放後、早急に旧社会の遺物、痕跡を排除し、正常な仕事の秩序と清潔な生活環境を回復する為に、市清掃大隊は、正常な業務を行いつつ、古ゴミの回収運搬活動も進めた。1949年5月から年末までに、運搬された古ゴミは2015tに昇る。

2. 愛国衛生運動にともない、防疫業務を積極的に行う。ゴミ、し尿中の病原菌、毒素の拡散、伝染を防止し、人々の身体健康を保護する為に、1955年から、毎年、全市のゴミ箱、堆肥及び公衆トイレには、全面的な消毒を実行する様になった。

3. ゴミ回収方法を改善し、汚染を減少する。1950年に、鈴を振り鳴らしながらゴミの回収を行う事を始め、1955年には、全市で全面的に行う様になった。回収方法も、自動車は人力車に取って変わり、作業の効率を高めた。1966年、全市では、既に多種車輛が75台配備されており、基本的にはゴミをその日のうちに片付ける事が実現した。1959年、民衆の便宜の為にゴミ回収に有益な様に、初めての廃棄物中継施設を試設した。1963年、地下廃棄物中継施設の研究製造が成功した。1966年になると、全市の範囲内では、廃棄物中継施設への回収と、鈴を鳴らしながらの回収、ゴミ箱の設置とゴミ回収等、

多形式を採用したゴミ回収網が構成された。同時に、有機ゴミを利用して、堆肥を製造したり、また、有機ゴミと無機ゴミを分類して回収する試行もなされた。ゴミ回収運搬方式は、改善が絶えず行われ、汚染が減少されただけでなく、作業能率も大幅に引き上げられた。1965年、除去運搬されたゴミの量は、15万tに達し、1950年の年間除去運搬量の5万tと比べると、3倍になっている。旧社会の遺物だった“不潔、混乱、悪臭”の様相は大きく変わった。

4. し尿運搬方法の改善。解放初期、全市で合計32の公衆トイレと15,188の家庭用トイレがあり、清掃大隊が自ら組織した清掃隊が責任をもって清掃をおこなった。清掃労働者は沿道の家屋を尋ねあるいは回収し、し尿を市外に運んで乾燥させ、糞団子を作り、農民に売ってもらうけていたので、国は手当を支給しなかった。1952年、し尿清掃大隊が自ら経営していた肥料工場を企業化して管理し、人糞肥料の販売を統一した。1tの販売価格は4.20円で、運送費は1tで1km当たり0.25元であった。しかし、管理不手際により、赤字が多く、1955年、肥料工場は営業停止となり、し尿運搬清掃業務は清掃大隊が直接管理する事になった。1958年、人糞肥料販売の自給自足が実現した。都市のし尿が郊外の野菜班の需要を満たす為に、1963年4月、市は市農業局と衛生局の“都市し尿清掃運搬証明書とマークを発給する業務に対する意見”に関して、回答と転達を行い、市のし尿を郊外に搬出する作業の改革について会議を開き、市し尿清掃運搬作業を郊外の各生産大隊に移行する事にした。“二有”（人には証明書、車にはマーク），“三定”（コース、回収場所、時間の決定）制度を実行した。1966年、生産隊に管理を移行後、指導が徹底されない事と市し尿清掃回収業務を鑑み、専任清掃隊が清掃して郊外に搬出する事とした。

(2) “文化大革命”期間、清掃大隊の党政組織は、麻痺状態にあった。市街環境衛生管理業務の系統だった制度は、崩され、都市環境衛生は又“不潔、混乱、悪臭”と云う状態に逆戻りしてしまった。

1. ゴミの分類回収、有機ゴミを糞と混ぜて堆肥を作る等の有効的処理方法が破棄された。 2. ゴミ、し尿清掃運搬量が目立って下降した。1968年と1965年を比較すると、ゴミ搬出量は23.7%に下降し、し尿搬出量は88.9%に下降してしまった。 3. 機械設備が破壊しつくされた。1972年、27台のゴミ清掃車のうち26台が修理不能状態にまで破壊された。し尿管理は再び生産隊に移され、農民は人力車、牛馬車等を使って、勝手に

運びさっていた。又、同時に生産隊に移された車は、常に修理補修が間に合わず、破損も甚だしかった。1979年に、し尿清掃管理権が回収された時、38台のバキュームカーのうち、25台が鉄屑と化していた。4. ゴミ清掃運搬が時間通りに行われないため、ゴミは堆くつまれたままになっていた。1980年の調査によると、“文革”が始まって以来、蓄積されたゴミは62カ所、15万t余に達していた。

(3) “四人組”が打倒された後、とりわけ党の11次第3回中共全体大会以来、党と政府は市街環境衛生業務を重視し、この業務を社会主義精神文明を建設する一つの重要な構成部分と考え、この業務を強化する、系統だった措置をとることにした。

1. 健全な各級の管理機関、栄ある環境衛生専任班。1979年3月、國務院は、全国環境衛生部門を統一して、都市建設系列に所属させる事に決定した。西安市人民政府は、原環境衛生所の基盤上に、市環境衛生管理局を設立し、各区に移された環境衛生管理局を元に戻し、都市居住者の青年を公募して、環境衛生専任班を拡張した。

2. 環境衛生施設の増設と新設。環境衛生施設建設は、次第に市政府の建設の軌道に乗りはじめ、発展速度も早まり、以前の環境衛生施設の無計画なやり方を改める事ができた。1979年以来、新規建設、建て替えを行った公衆トイレは、130ヶあり、しかも外観が美しく、無臭で、品質も極めて良い水洗式トイレを建設した。ゴミ清掃車、バキュームカー及び修理設備を新設、増設し、業務範囲の拡大に有利な条件を与え、労働者の疲労を軽減し、作業条件を改善した。

3. ゴミ総合利用試験場を設立し、環境衛生科学研究業務を繰り広げる。一つには、ゴミの無機部分中の燃えがらを利用して、高温、高圧処理が施されたレンガを製造する。二つには、ゴミダストを利用して、ゴミ回収を促進する。ゴミの無害化については、現在高温処理堆肥製造の実験が進められている。

4. 大胆な改革、優れた処理。1983年から各基層部門で経済請負を中心とした経済責任制の試行を行った。1987年に一局で、“五定一包”（定時、定員、規定清掃車、規定任務、規定ルート、ゴミはその日のうちに片付ける）と1台毎に計算する等ゴミ清掃搬出及び車輛管理の改革を試行して、環境衛生事業の環境効果と社会的効果を高めると同時に経済的効果をも高め、労働者のやる気を起こさせ、作業能率を促進した。

5. 環境衛生業務は、次第に強化され、実施範囲も一歩進んで拡大される。人員、設備の大量増加に伴い、環境衛生業務の範囲も拡大した。1982年から、ゴミ回収地区は、

東は万寿路、西は三橋、南は小寨、北は竜首村にまで拡大され、一日のゴミ搬出量は1979年の600t余から、1987年には1350t 余に迄増加した。1979年から引き継がれて管理されてきたし尿管理業務は、1984年に城四関に引き継がれ、農民の勝手な搬出とコネ業者を排除し、西安市のし尿搬出の専門化を実現した。。市内の公衆トイレと家庭トイレについては、調査して登記を行い、分割請負と各自の責任区域における3日清掃交替制を導入することによって、し尿が流出せずすんでいる。1987年末、1日のし尿搬出量は450tに達した。道路清掃の質も次第に高まり、散水範囲も拡大された。環境衛生業務の変化状況は表3を参照の事。

西安市の1949年から1965年迄の環境衛生業務の展開状況 表2

年度	清掃面積㎡	ゴミ搬出量 (t)	し尿搬出量 (t)	トイレ (箇)	ゴミ集積所
1949	鐘楼周圍	2,015	2,342	17	0
1950		53,633.25	31,843.5	32	0
1951		83,448.5	36,027.5	51	0
1952		103,069.1	36,651.5		0
1953		128,549	56,696	65	0
1954		144,123.8	86,692.4		0
1955	86,313.6	112,900	91,949.5	124	0
1956	362,359	111,110.5	79,849.5	121	0
1957	339,288	149,857.3	82,049.5	128	0
1958	219,012	157,657.2	87,367.3	126	0
1959		151,673.5	92,683.7		0
1960		165,754.5	143,051.		0
1961	403,586	157,664	36,360	136	0
1962	403,586	166,942	44,516.5	131	1
1963	403,586	167,801.5	30,173		11
1964	403,586	144,970.5	44,885.6		13
1965	403,586	155,092.5	101,240	165	29

西安市の1979年から1987年迄の環境衛生業務の展開情況

表3

年度	清掃面積㎡	ゴミ搬出量 (t)	し尿搬出量 (t)	トイレ (箇)	ゴミ集積所	ゴミステーション	痰壺	ゴミ箱 箇
1979	36	220,730	123,803.9	278	86	0		
1980	36	265,000	127,000	360	122	0	270	
1981	51	292,517	129,000	367	190	46	270	245
1982	53	273,989	146,600	345	190	278	270	245
1983	36	496,750	130,700	390	190	459	279	476
1984	36	457,736	108,724	357	190	459	302	510
1985	35.07	467,712	118,742	367	178	459	302	510
1986	36.8	519,822	125,692.5	391	178	363	353	560
1987	36.8	510,491.5	109,082	393	175	363	324	541

3. 管理法規と制度の設立

“法に依って裁く”事を強化する為に、民衆が自覚して、衛生規則を守る良い風潮を育てる。清掃大隊から現在の環境衛生局、及び市上層部関係部門に至るまで、多くの市街環境衛生管理方法、条例、制度を徹底させ、市街環境衛生管理業務に良い作用を与える様にする。その内の代表的制度方法を下述する。

- (1) “西安市清潔衛生実施暫行方法” - 1951年
- (2) “西安市清掃大隊の夜間廃棄物搬出試行方法 (草案)” - 1955年
- (3) “西安市公共衛生管理暫行方法” - 1978年
- (4) “西安市環境衛生管理試行方法” - 1981年
- (5) 随意に痰を吐く、煙草、紙屑、果皮の投げ捨て、汚水、汚物の投棄の禁止、市街衛生妨害に関する通告” - 1982年
- (6) “市街衛生に関する50条の要求” - 1982年。 1983年、都市、郊外の環境保護部が頒布した、〈都市市街環境衛生管理条例〉 (試行) に基づいて、西安市市街管

理指導部は〈西安市市街管理暫行条例〉を起草し、1985年、市人民代表大会常任委員会にて検討され、施行する事となった。

1979年以来、各項目の制度は完備、健全の方向に向かっており、根本的問題を見失ったり、管理方法を把握していない等の問題を改善し、“少数者が理を治め、多数者が破る”と云う状況を是正した。市街環境衛生を阻害する者に対しては、行政が関与する事とし、時には経済的手段による制裁を加え、人々の衛生観念、自律性を高め、西安市の市街環境衛生管理業務を一步ずつ正規化、法制化に向けて歩むようにする。

第四章 環境衛生班の構成と発展

1. 専任班の発展と文化的技術の引き上げ

1949年設立された西安市清掃大隊には、労働者が僅か300人余いるだけであったが、以後毎年増加し、1963年には約600名になったが、しかしまだ発展速度にふさわしい人数ではなかった。1964年市運輸会社が労働者を300名調達して、ある程度は専任班の力量を補充する事ができた。し尿、清掃業務の需要によって、同年に142名の臨時労働者を受け入れた。1970年、長安県で正規労働者88名を受け入れた。これらの新人労働者は、殆どが農村の青年たちであり、真剣に作業を遂行し、専任班のメンバーの高齢化問題にある程度緩和させた。1977年、農村から50人余の青年をうけいれた。環境局成立以前、環境衛生専任労働者の総人数は846人で、西安市人口の僅か0.5/1000を占めているにすぎなかった。

環境衛生専任班の構造を改善する為、1980年に都市の失業青年の中から新人労働者として、660人を受け入れた。1981年と1983年には、農工兼業労働者を560人入社させ、環境衛生労働者不足と高齢化問題を解決した。

現在、労働者の平均年齢は40歳で、35歳以下の青年労働者は、労働者総数の76.8%を占めている。1987年末には、環境衛生専任班の人数は、1936人に達し、市人口の約1.64/1000を占める。民営の補助要員を加えると、環境衛生業務に従事する者は全市人口の約2.5/1000を占める事になる。

環境衛生労働者の質を高め、現代的环境衛生業務の需要に適応する為に労働者の政治、文化、技術等の訓練をおこなった。1965年から1979年にかけては55人の3期訓練班を作り自動車運転手を養成した。1980年には小型路面清掃機を増設する為に、57人の2期訓練班を作り、小型路面清掃機運転手を養成した。1981年から1984年にかけて、毎年1期自動車運転訓練班を組織し、120人余の養成をおこなった。1979年以来、各種学習班を開くようになった。例えば、文化補修班38班、青年工業学習班8期、統計学学習班2期、政治順次訓練班3期等。仕事の余暇に行う訓練、学習活動等の形式を以て、労働者の政治的、文化的水準を高めた。1982年以来、相前後して22名が電気大、放送大学、夜間大学、職業専門学校に入学して勉強するようになった。現在、勉強中の学生は36人いる。1987年末、環境衛生労働者の内、大学生程度の知識を有する者は65人おり、専門学校程度は100人、技術専門幹部は64人いる。労働者の中で、文盲は殆どいなくなった。1985年、環境衛生労働者学校が開校し、計画性とステップ方法を採用して、環境衛生労働者の養成を行っており、環境衛生労働者の政治、文化、技術の質を高めている。

1979年から1987年までの労働者増減状況

表4

年度	年末人数	増減人数	説明
79年	868	(-) 96	退職: 70人, 世代交代: 59人
80年	1192	(+) 324	新入労働者: 260人、退職: 28人、世代交代: 28人
81年	1827	(+) 635	新入労働者: 600人、退職: 27人、世代交代: 26人 (600人の新入労働者の内80年末指示された者 400人)
82年	1903	(+) 76	新旧交代: 17人、復員軍人: 22人 大学、専門学校卒: 7人、退職: 19人
83年	2322	(+) 419	農村募集補助労働者: 400人、復員軍人: 10人 世代交代: 33人、辞、退職者: 39人
84年	2665 女 571人	(+) 343	農村募集補助労働者: 240人、新入労働者: 100人 世代交代: 25人、復員軍人: 9人、 大学、専門学校卒: 3人、退職: 32人

表4の続き

年度	年末人数	増減人数	説明
85年	2741 女 616人	(+) 76	新入労働者: 50人、世代交代: 32人 復員軍人: 8人、大卒: 1人、専門卒: 2人
86年	2780 女 637人	(+) 39	新入労働者: 50人、復員軍人: 9人、大卒: 2人 専門卒: 3人、世代交代: 47人、辞、退職者67人
87年	2461 女 567人	(-) 319	新入労働者: 50人、世代交代: 10人、 復員軍人: 22人、退職: 39人

市三区環境衛生労働者人数

蓮湖区: 177人

新城区: 146人

碑林区: 152人

合計: 2936人

2. 民営清掃班の構成と誉

民営清掃班が大幅に発展する事は、市街環境衛生業務の重要な措置の一つである。

1966年、西安市各区は民営の清掃班を300余設立した。都市建設の飛躍的發展に伴って、人数も増加し続け、1987年末には、全市の民営清掃班の人数も1825人に達した。この民営清掃班には、専任班も配置され、市街環境衛生業務を順調に行う役割を果たし、不可欠なものとなっている。

現在民営の清掃班には、急な解決を要する問題、例えば、1. 年齢の高齢化 2. 低賃金、一般的に1カ月の賃金は50元である。 3. 労働保護用品及び福利厚生がない等がある。

西安市民営清掃要員人数及び清掃面積の増加情况

表 5

年 度	人数 (人)	清掃街路数 (本)	清掃面積数 (㎡)	備考
1985	1,687	778	8,139,650	
1986	1,751	808	8,513,207	
1987	1,825	841	8,942,953	

3. 労働者の社会的地位と生活待遇の引き上げ

新中国成立以後、環境衛生労働者は、国家の主人となり、政治的、社会的地位も引き上げられた。彼らの労働も民衆の尊重を受けており、“都市の美容師”と云う誉称を受けている。建国以来、相前後して、17名の環境衛生労働者が、全国、省、市から模範労働者としてまたは、各級の人民代表、政治協商委員として選ばれたりしている。市委と市政府の指導者は、新年には常に環境衛生労働者を訪ねる事にしている。環境衛生事業の発展にともない、党と政府相互の重視の下、当市環境衛生労働者の経済的待遇と福利厚生も次第に引き上げられている。

(1) 賃金の変化情况

解放初期、西安市清掃大隊の労働者の賃金は、2種形式に分けられていた。①有給制。有給制を受けるものは清掃大隊の幹部とゴミ清掃運搬労働者の一部。②無給制。主として、し尿運搬労働者で、自分でし尿を売った収入で生活を維持していた者。

1951年に給料制が実行され、幹部の月給が140分、人民元に換算すると33.86元。労働者の平均月給120分、人民元に換算すると、26.69元。

1954年、月給制に改められ、賃金の標準は、市建設局の労働者の賃金標準を参照にした。

1954年西安市環境衛生労働者賃金標準表

表6

賃金等級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
賃金額(元)	46.94	44.17	41.42	38.65	35.89	33.13	30.92	24.85

1956年、賃金改正後、清掃労働者の賃金は5等級に分けられた。1級35元、2級41.70元、3級47元、4級53元、5級60元。この賃金標準は病院の雑役夫の賃金を標準として定めたものである。

1960年から1980年にかけて、賃金調整の回数は少ないにも関わらず、新入労働者は増え続けていた為、環境衛生労働者の平均賃金は増加しないばかりか、かえって下降傾向にあった。1960年に労働者の平均基本給は53.33元であったが、1970年の平均賃金は53.05元となり、0.5%下がっている。1980年の平均賃金は46.73元で1970年より更に12%下がっている。1985年の平均賃金は50.80元で、1980年より8%上がっている。1987年には、平均賃金は73.75元である。

(2) 労働者福利厚生

1952年の一人当たり月平均福利厚生費は0.21元、1960年には、1.73元に引き上げられ、1970年には3.58元、1980年には急激に10.08元まで上がり、年間増加率は3.3%である。

環境衛生業務は疲労度が高く、又、汚く、作業条件も劣っている。定期的に労働者に保険用品を支給している以外に、1979年以後は、業種によって手当をふやした。

労働者の住宅建設状況は、1953年に團結村に平屋建て住宅524㎡を設立した。1954年から1958年には、それぞれ北教場、桃胡巷、中和里、竜首北路、西柳子市街、火薬局港、環城西路、東一路等に平屋建て住宅1974㎡を設立した。1962年から1963年には、火薬局、薬王洞、炮房街、社会路等に平屋住宅757㎡を建設した。1977年から1979年には、化育巷、菜坑岸に住宅199㎡を建設した。1953年から1979年にかけて市内の26カ所で、面積6467.25㎡の平屋建て住宅を建設し、百人余の労働者とその家族の住宅問題を解決した。

1967年、明新港に簡易アパートを2棟建設した。その面積1382㎡、38戸。1972年

から1977年には相前後して、化育巷、竜首村にそれぞれ面積3422㎡のアパートを1棟建設した。

環境衛生局成立後、環境衛生労働者の住宅条件を積極的に改善した。1982年に環城西路に面積2286㎡のアパート1棟を建設したのを始め、続いて、金花路、土門、辺家村の3カ所に面積11,780㎡の家族用アパートを4棟建設した。以上、建設したアパートは合計8棟あり、その総面積は、19,936㎡、約421戸である。各ビルの基層部には、更に浴場を7つ設置した。

第五章 環境衛生業務の機械化の促進

長年、都市環境衛生業務は主として、手作業に頼っていたため、効率も悪く、条件も劣っていた。近年、専用器具増加の措置を取り、作業条件も改善された。

1. 車輛設備の倍増

解放初期、西安市の環境衛生労働者は手作業で行っていた。1951年に“ジュー”（ソビエト製自動車）を4台導入し、環境衛生業務の機械化の第一歩を踏み始めた。1966年、環境衛生専用器具設備は、既に初歩的な規模を備えており、専用車も72台に増えた。この内、ゴミ清掃車23台、し尿貯留車40台、バキュームカー2台、散水車2台、路面清掃車2台であり、種類は比較的揃っている。1966年から1978年にかけては、購入した車輛は70台余あったのだが、しかし、“文化大革命”の影響を受けて、車輛は修理不可能な程の損害を受け、多くの車が鉄クズとなった。1978年末、正常に使用できるゴミ清掃車は僅か26台、し尿貯留車36台、散水車6台、油槽車1台があるだけだった。

1979年から1987年にかけて、環境衛生体制の改善に伴い、車輛設備は倍増した。現在、各種車輛は合計297台あり、この内、ゴミ清掃車147台、し尿貯留車86台、散水車17台、ゴミ吸込み車8台があり、その他、車輛の点検と整備を行う機械設備も大幅に増加された。

1979年から1987年までの環境衛生専用車輛発展情况

表7

単位：輛

年度	車別	ゴミ車	し尿車	散水車	清掃車	その他	合計
1979		50	38	9	2	9	108
1980		84	63	9	3	10	169
1981		84	56	15	8	17	180
1982		130	53	15	9	21	236
1983		133	54	15	7	25	234
1984		118	81	15	7	36	257
1985		121	83	15	7	39	265
1986		131	84	17	8	39	285
1987		147	86	17	8	39	297

2. 点検、整備力の強化

1951年、4台の自動車を導入した後、車両は次第に増加した。西安市清掃大隊は、1952年に車隊を設立し、次第に増加する環境衛生車輛の点検整備問題を解決する為、自動車修理工場を設立した。1962年6月、車隊は、車輛修理工場と合併して、車隊となり、東郊外の十里鋪の所に店を設け、車輛の使用、修理、整備を統一した。1963年5月、清掃大隊は車輛技術管理室を設立して、車隊の作業に責任を持ち、3級の修理点検制度を設け、車輛管理を強化した。車隊は、設備不備、技術力不足と云う状況下で技術革新と技術改造を絶えず続けている。10数年の内に、前後して散水車、路面清掃車、バキュームカー等を環境衛生作業用機械に改造している。

1972年、市革工発(72)39号の文書によると、原環境衛生所車隊を自動車修理工場と改名し、全市の環境衛生専用車の点検、整備と大・中型修理を行い、車輛管理は行わない。1979年市環境衛生局成立後、西安市清掃車修理工場と改名した。現在、この工場には、労働者が百人余あり、工作機械設備は50台余ある。

党の11次第3回中共全体大会以来、清掃車修理工場は多角経営を始めた。1982年、ダ

ストボックスのイミテーションを完成した。1983年、工場は自給自足の原則を堅持して、バランスを取るようになり多くの労働者の積極性を引き出した。この1年、純利益は38万円となり、自分の生産能力を高め、設備増設に資金を提供しただけでなく、事業部門の企業化管理方法もいくらか体得する事ができた。

現在、清掃車修理工場を除いて、市環境衛生局の下に属する各基層所、局には修理工場が計5カ所設けてあり、3級の点検整備の能力を備えている。車輛の稼働率と完備率の引き上げに良好な役割を果たしている。

第6章 環境衛生科学研究事業は 発展途上にある

環境衛生事業の発展は、科学技術への進歩にある。西安市は近年来、2項目の環境衛生研究業務に重点を置いている。

1. ゴミ処理と综合利用

西安市市民の生活廃物に対する処理と综合利用の研究は、1954年に始まっており、当時の清掃大隊は、ゴミの選別後、無機部分を窪地に埋め、有機部分をし尿と合わせて、窒素含量1.5%の乾燥糞を作り、農民の田畑の肥料用に販売した。しかし、このゴミ処理方法は“文革”中に挫折した。

1976年、古参労働者数人が、清掃大隊の所謂右派協力下のもとに転勤させられ、手でゴミの分類を行っていたが、科学的実験を行い、1971年に初歩的な“腐食酸をふくむアミン”、“廃物利用レンガ”、“廃物利用ボール紙”等を作り出した。“腐食酸を含むアミン”を測定してみると、腐食酸が48.34%含まれていた。“廃物利用レンガ”は市の都市建設局設計院建材検査室が1978年に測定したところ、耐圧力 116Kg/cm²あり、省市の1978年科学技術大会の奨励と賞状を受けた。李先念氏は谷収副総理に“この仕事は把握すべき仕事である。”と述べている。省工交事務所の劉光臨氏は、国家計委の袁宝華氏の意見を西安市環境衛生所に以下のように、伝えている。“早速中型の小試験場を設立、適時投資、成果を獲得、中央に報告、国家から投資をうける様にしなければならない”しかし、この試験は、様々な原因と条件の制限によって、完成も信頼できる技術的

データも技術過程も得られる事なく、中途半ばに終わった。

1980年、市環境衛生局は、廃棄物総合利用試験場を設立し、また改めて廃物利用レンガ、腐食酸アンモニウムと廃物利用ボール紙の試験を開始した。廃物利用レンガ施策の初期、ふるい選別、ゴミ分離はすべて、手作業で行われ、書記、工場長を始め、技術者、労働者が一緒になって、毎日10数時間、不潔さも、疲労もいとわずに、作業をおこなっていた。1年余りの努力の結果、60余り異なる配合を採択して、何度もテストを行い、1千余の分析データを集めた。テスト製造された廃物利用レンガは、耐折、耐圧、凍融等の幾度ものテストを経て、黄土利用レンガの基準にまで達する事が出来た。1982年12月、市建設委員会と市環境衛生局が、主催して、国家都市郊外建設環境保護部、清華大学、北京環境衛生科学研究所等の関係部門の指導者と専門家が参加する鑑定会議を開催し、会議で廃物利用レンガの小試験鑑定報告がなされた。1987年廃物利用レンガのテストが更におし進められ、審議を通過した。専門家の一致した見解は下述の通りである。廃物利用レンガは、無機物を処理する有効な方法の一つであり、これは、田畑の専有を減少させるだけでなく、環境汚染も避けることができる。又、社会に有益な製品を作り出す事もでき、これは有意義な方法であり、技術的にも可能である。比較的大きな社会的効果、環境への効果、及びある程度の経済的効果も備えている。

2. 模造とダストボックスの使用を広める

ゴミの回収容器化の実現、環境衛生労働者の労働疲労の軽減、作業条件の改善、ゴミムキ出しのままの運搬等の問題解決のため、1981年、西安市は北京から、3台の自動清掃車と8百のダストボックスを導入し、一部重点地区でゴミ箱の代わりにテスト使用してめたところ、良い効果が得られた。民衆がゴミを捨てるのに便利で、又、ゴミをムキ出しのまま運搬しないので、空気の汚染も減少でき、資金も節約できた。計算によると、1つのダストボックスを3年間使うと、180のゴミ箱を使ったのと同様であり、費用も50元少なくて済み、環境衛生労働者と民衆にも好評であった。しかし、大量に、他県からダストボックスを購入していたのでは、費用も多くかかり、又、適時に需要を満たすこともできない。

このため、1981年、市環境衛生局は周到な準備をして、西安市環境衛生事業の発展方向と現行の条件を分析し、西安市清掃車修理工場が、ダストボックスを試作する事

を決定した。

西安市清掃車修理工場は当時わずか1人のエンジニア助手がいるだけで、百名余りの労働者が車修理を主たる任務としている工場であった。技術力は弱く、設計図もなく、設備も整っていないという条件の下で、ダストボックスを生産するのは、きわめて難しかった。しかし、市委員会、市政府の支持の下、工場内に工場長、技術幹部、古参労働者が参加する事になった。研究製造グループを設立し、民衆から、多くの意見をつのって、まず技術研究を行い後で組み立てを行う方法、始めは難しく、後に易しく、先に易しく後に困難という様な方法とを採用した。

まず、手作業を行い、後に機械を用い、設計図を描き、この年、遂に試作に成功した。北京の同類製品と、この試作品とを比べてみた結果、ダストボックスの鉸接、溶接、ボックス強度、耐変形能力等、すべてが同類製品の品質基準に達していた。1981年10月、市建設委員会、科学委員会等関係部門が鑑定し、当工場にはダストボックスを製造する条件が揃っており、製品の品質も同類製品の技術基準に達している事を認定した。そして、量産を許可し、かつ、全市で使用することに同意した。このプランは、1982年西安市科学技術成果推進3等賞を獲得した。

第7章 市街外観を整頓し、 環境衛生業務を促進する。

1981年、西安の一部の住民が中央指導者に、手紙を書き、西安市の市街衛生状況を訴えた。我々の事を“肥え溜めに首までつかっていると、その臭いも気づかなくなる。”と批判したのである。中央指導者は、これに対し厳しく指示を行い、真剣に市街の環境衛生を行う様に要求した。これに対し、市委、市政府は非常に重視し、会議を開いて、市長をリーダーとする市街衛生整頓指揮部を設立した。そして、専門家を集め“五講四美三熱愛”と“文明的マナー月間”運動を結び合わせ、全市の市街衛生、交通秩序に対し、全面的整頓措置を制定した。1981年以来、相前後して5回の競争を経験し、点から線へ、線から面へ、大通りから路地へ、裏路地から住宅中庭へと深くはいり込んで行き、顕著な効果を上げた。市街衛生整頓の業務中に、搬出したゴミの山は合計200余あり、

これを 170万㎡余の歩道にひきつめた。又、183カ所の自転車置き場を移動し、54の農民自由市場を整理して、“五馬”(路上工場、路上商店、路上資材置き場、路上テント、路上作業)を取締った。西安が古都である特徴を生かして、明るく薄い色を基調とし、全市の大小の門、壁面にペンキを塗り、市街外観を大きく変えた。

“五講四美三熱愛”運動が環境衛生事業の発展を促進した。例えば主として、

1. 環境衛生業務は次第に、市政府の議事日程に取入れられていった。国家の財政が苦しいという状況下、環境衛生の為の経費は増加し、環境衛生施設を増設した。1982年と1983年、市委、市政府は民衆の“トイレ難”の解決を民衆の為の10大事業の一つに組み込んだ。この2年間に新しく建設されたトイレは80カ所、これは過去にない事である。トイレを一つ設置する為に、主管副市长は、関係者を設置地点に連れて行き、各方面の関係部門と協力して設置案を押し広めた。

2. 市長は自ら総帥となり、市街環境衛生業務の検査を行い、法規の執行を厳しく指示した。市街環境衛生法規に違反した者には、制裁を加える様にして、環境衛生業務を強く支持した。1982年2月、市街衛生が大きく変わろうとしている時、雁塔区市街衛生整頓指揮部が検査を行った結果、省委機関の長屋式住宅の衛生が著しく劣っている事が判明し、早速、罰金が課された上に、省委機関に環境衛生に注意するよう促した。

3. 民衆と専任班が協力して、街路の文明的良好な気風を構成した。環境衛生業務は、総括して述べると、民衆の為の作業であるが、しかし、民衆から切り離してはできない事である。民衆の関心があってこそ、民衆に根ざした管理体制が構成され、そうしてこそ、努力半分効果倍増の成果が得られるものである。“五講四美三熱愛”と市街衛生整頓運動中に於いて、“四自一包”(玄関先の掃除、玄関先の清潔保持、玄関先の樹木の保護、玄関先の道路補修、路面、壁面、門、窓の清潔保持に責任を持つ)と、“七戸一岡”の衛生責任制を制定し、5250人の市街衛生管理員、監督員、当直員、検査員のチーム設立した。かれらは、責任を全うし、法規を宣伝し、巡回検査を行い、西安市の市街環境衛生業務が正常化、民衆化、制度化に向かう道を歩む様にさせた。

第8章 経験を生かして、都市建設の 需要に適応させる

西安市市街環境衛生業務の発展の歴史を回顧し、経験を総括し、発展規律を見出す事は、今後の整った環境衛生管理体制作りにとって、更に都市建設の発展と需要に適応させる事であり、社会主義精神文明建設を促進する疑いのない有意義な事である。

(1) 環境衛生業務が直面している新動向を認識する事は、整った環境衛生業務指導思想の前提である。

当市の環境衛生業務の発展中に得られた成果は、党の11次第3回中共全体大会以来の正確な方針の指示下で市政府が指導し、多くの環境衛生労働者が共同で努力した結果である。しかし、我々が真剣に受け止めねばならない事は、当市環境衛生事業の発展は、依然として四つの現代化建設の新動向に適応しておらず、環境部門の現状と新動向の要求とに大きな隔りがある事である。我々の直面している新動向を真剣に分析し、十分に認識してこそ、正確な環境衛生業務の指導ができるというものである。

我々が直面しているのは、どのような新動向か？ 1つには、12次第3回中共全体大会の“経済体制改革に関する決定”で提出された、都市を重点とするすべての経済体制改革を早め、都市の作用と役割を更に優れたものにすると云うことである。都市を政治、経済、科学技術、文教の中心とし、更に“主導的役割”を発揮させて、都市の基盤建設を遂行し、民衆の為に、良好な仕事、学習、生活の環境を創造しなければならない。これは、市街環境衛生部門が大義名分上からも行わねばならない職責である。2つには、西安市は、全国的に有名な観光都市であり、とりわけ鑑潼の兵馬俑は、世界で8番目の奇跡とまで称されており、西安市を訪れる観光客は益々増加している。市街環境衛生業務には、比較的高いレベルの要求がもためられており、全国的にひろめられてこそ、都市建設と観光客の需要を満たす事ができる。3つには、国家経済の発展、民衆の生活レベルの上昇、都市廃棄物量の急激な増加に伴い、廃棄物の成分にも変化がおきている。4つには、人々の環境意識が変わってきており、環境衛生に対する要求も高まっている。これらの新動向に対し、我々の考え方が追付いていかず、我々の作業が都市と人々の要求を満たす事ができない為、必然的にジレンマに陥ってる。この為、直面している

社会主義商品経済の新動向を認識し、大胆に改革してこそ、眼を未来に向ける事ができ、明確な方向が示され、仕事が把握されるのであり、自覚して党と民衆に奉仕する事ができるのである。

(2) 党と政府の重視は、環境衛生業務を順調に遂行するポイントである。

環境衛生業務を遂行することは、環境衛生業務の職責と任務である。しかし、ただ環境衛生部門だけに頼って、孤立した状態では、この仕事は進められない。近年来、当市環境衛生部門の人員、機関、設備等各方面の変化や、市街環境衛生の変化は、まず党と政府が重視した結果であると言える。1981年1月、省、市委は西安市市街衛生を整頓する事を決定した。省委の主要責任者は、かつて2度、我々の業務報告を聴き取った事があり、しかもその場で150万元を環境衛生車購入用にと、支出する事を決定し、環境衛生設備を増設した。1982年と1983年、市委、市政府は民衆の為の10大作業の中に、環境衛生の遂行、トイレ設立、民衆の“トイレ難”解決を組入れた。市委、市政府の関心と重視が、“大難問”を解決したのである。数ある問題の中で、党と政府が、環境衛生業務を優先させる事が第一であるとしている事を我々はひしひしと感じるのである。

(3) 専門家と民衆の結合は、環境衛生業務が堅持し貫徹しなければならない方針である。

環境衛生専任班は、都市環境衛生を遂行する基本的力である。この専任班の役割を發揮させるべきである。しかし、環境衛生業務の民衆性、地区性は比較的強く、これは各戸家庭、各商売の利益に直接影響するものであり、民衆の監督と強調なくしては、行えないものである。民衆を動かし、“民衆による民衆の為の都市管理”を実行してこそ、広範な民衆の管理編隊が構成され、半分の努力2倍の効果が得られるものである。西安市の市街衛生整理運動中に制定された“四自一包”と“七戸一崗”制度は、民衆を計画的に、目的を持って環境衛生管理業務に取り組ませる為のものである。毎日多くの民衆が真剣に責任を持って、清掃、清潔保持、監督、管理、衛生条例の宣伝を行う事は、果皮、紙屑、煙草の投げ捨て、随意に痰を吐く等の悪習慣を抑制する有効な方法であり、“多数者が乱し、少数者が片付ける”と言う状況を改める事ができる。これは民衆の管理威力を如実に示すと共に、専門家と民衆が協力しあう事は、環境衛生業務の正しい道である事を証明している。

(4) 法治管理の堅持と多形式の検査は、環境衛生業務が縦横に発展する重要な方

法である。

環境衛生は、党と政府のスローガンの下、局面を打開する事は、必至な事である。しかし、常に堅持する事は容易な事ではない。法治管理が堅持されていると云う原則のもと、各手段を得て、常に検査する事が有効な方法の一つである事は実践によって証明されている。永年来、われわれは絶えず、民衆に対し党と国家の環境衛生管理の方針、政策、法令について、宣伝すると共に、当市の具体的情況に基づいて、細則、規律制度の実施を起草し、民衆の認識を高める事から始めて、民衆の遵守と云う自覚を引き出してきた。環境衛生施設の損傷、環境衛生規律制度違反等の行為に対しては、制止、経済的制裁を加え、有効的に環境衛生業務の展開を推進してきた。

法治管理制度に効果を得る為に、専任監督班を設ける以外に、実践に於いて、多形式の調査方法で業務を遂行した。1つ、定期的と不定期的を組合せた調査 2つ、一般と省市の重大な活動を組合せた調査 3つ、普遍と重点を組合せた調査 4つ、単独調査と協力形式を組合せた調査。頻繁な調査は環境衛生業務の正常な展開を促進する有効な方法であると云うことが実践で証明された。

(5) 環境衛生施設の建設は、都市建設計画中に、組み込まれてこそ、体系立てられる。

環境衛生施設は、都市の基礎建設の構成部分であり、長大、全面的な計画を都市建設の全体計画の中に組み込まねばならない。都市全体計画中には、環境衛生専門計画を含む公共施設、環境衛生車両の駐車場、点検整備場、生活廃棄物処理場、埋め立て用地等の配置をしなければならない。新規建設や、住宅の改造を行う時には、独立式、付属式の公衆トイレ、ダストシュート、ゴミ回収所、環境衛生労働者の休憩室等を設置しなければならない。この様にしてこそ、計画的に都市環境衛生施設の改善と建設がおこなわれる。この為、環境衛生部門は、都市建設計画中の環境衛生施設部分の審議に参加し、公共、民間建築物の環境衛生施設の設計の審査許可を行い、極力現在の環境衛生施設建設における手先だけの消極的な態度を改める事とする。

第九章 2000年の展望

* 関係方面の予測に依ると、1990年の西安市都市人口は172万人に達し、流動

人口1日30万人、2000年には195万人、流動人口1日35万人。

長期的、総合的視点から目標を定めるべきである。

- ・ 1990年生活廃棄物無害化処理率を30%以上機械化を70%（収集運搬）にして、環境衛生の全面発展の条件作りをする（第7次5ヶ年計画）。
- ・ 2000年までの10年間は、その基礎の上に生活廃棄物の無害化率を80%以上、機械化、半機械化作業達成率95%以上、し尿が直接污水管に排出する方式を70%、基本的に「ゴミ収集の容器化、し尿排除のパイプ化、廃棄物運搬の機械化、処理の無害化、都市管理の科学化（？）」を達成する。

1. 大いにゴミやし尿の消納処理と利用を計ろう。1990年の西安市の生活ゴミは1日に2580tになり7.5%増加する。第7次5ヶ年計画の末には、

- ・ 無害化処理率を30%、其他70%は中国や外国のやり方でゴミの推積や汚染の拡散を防じ。
- ・ 病院ゴミは単独収集とし、高温焼却、衛生埋立する。
- ・ 商業部門はきれいにした野菜を城内に持込みゴミの量を減らす。
- ・ 廃品回収を励行する。

2. 環境衛生施設の拡充、ネットワーク作り、平均1000人に3ヶ所の便位（？）

（便をする所）500メートルごとに公衆トイレを作る。第七次5ヶ年計画中に毎年20ヶ所の公衆トイレを新設又は修設する。、主に城内の東西南北大路観光地区は高程度のものにする。

3. 環境衛生の科学研究を積極的に行う。第7次5ヶ年計画中に堆肥のF/Sを行う。

①大型ゴミ無害化処理場の模索（導入の）ゴミ焼却と衛生埋め立ての研究②密封ゴミ台の上昇試験、小型汲み取り機の製作或いは導入、ゴミの中継地（ステーション）のための大型設備

③知識を大いに取入れて、環境衛生の技術のコンサルタント活動を強める。

西安市の環境衛生科学研究所を充実させ、実験室の設備、計器を買い整える。

4. 都市衛生の管理を強める。

環境衛生管理法規を制定、執行する。西安市の実情にあった管理制度を定める。その宣伝、教育、法律化、制度化。

5. 環境衛生機関の改革

- ①局の下に3つの分局を作り、市の出先機関として、機能する。
- ②現在の道路保潔管理处とし尿運搬管理处を業務の性質に基づき、3つの專業公司にする。清掃と保潔、ゴミの収集運搬、汲取業務、独立採算制をとる。
- ③料金制度を今までの必要な費用だけ徴収するのではなく、請負制にして不足しても公から補充せず、増収分は流用できる。有償サービスにする。

6. 人材開発

- ①毎年作業員を募集して不足を補う。第7次5ヶ年計画末には全市人口の千分の3、5,000人にする。
- ②志のある技術者を集める。
- ③従業員学校の充実、定期的な技術研修、有能な従業員を大学などにいれて研修させる。
- ④従業員の生活、福利厚生、労働条件の改善、託児所、文化娯楽センター、従業員宿舎、家族住宅。

